

1 議事日程（第2日）

（平成18年第4回有田川町議会定例会）

平成18年12月19日

午前9時30分開議

於議場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中 ✓ 正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

16番 林道種

5 会議録署名議員

8番 岡省吾 21番 中 ✓ 正門

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町長 中山正隆 助役 山崎博司
総務課長 須佐見政人 清水行政局長 保田永一郎
消防長 片畑昌宙 企画課長 山崎正行
福祉課長 東敏雄 住民課長 星田仁志
税務課長 赤井康彦 出納室長 浜田文男
建設課長 中西一雄 産業課長 東信行
地籍調査課長 福原茂記 水道課長 嶋崎篤生
下水道課長 中井勇 教育委員長 鈴間稔
教育長 楠木茂 学校教育課長 岩本良憲
社会教育課長 平内竹信

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池尻ひろ子

平成18年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順議員名 質問項目 1 増谷 憲①地域産業と雇用対策について

②有害鳥獣対策について

③防犯灯の維持管理について

④平成19年度の予算編成について 2 細東正明①防犯灯電気代の地元負担の件 3

佐々木裕哲①地上デジタル放送移行に伴う難視聴地域に対する今後の

対応について 4 中 4 中 ✓ 正門①合併1年。町長公約の所見を伺う 5 森本 明①指定
管理者制度の検証等について 6 岡 省吾①消防団の活動について 7 前 利夫①財
政について

②産業について 8 坂上東洋士①清水やまびこ作業所に温かい福祉と愛の手を 9 中
山 進①行財政改革について

②教育問題について 10 殿井 堯①有田川町に合併してからはや1年。町としての進
行方向 現在のままでいいのかどうか

②指定管理について 11 竹本和泰①庁舎の位置付けと事務組織機構について 12 尾
上武男①町道天満線 歩道設置について

②旧有田鉄道の踏切撤去について

③藤並駅改修について

④奥養鶏団地への土砂の搬入について 13 堀江真智子①パチンコ店 出店問題

②ゴミ問題

③公園について

④教育 14 楠部重計①平成19年度の予算編成と今後の財政運営について、町 長の
姿勢を問う 8 議事の経過

開議 9時32分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

16番、林道種君から午前中欠席との届出がありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は、25人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、一般質問を行います。

配布のとおり、14名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次、許可
します。

…………… 通告順1番 2番(増谷 憲) ……………

○議長(亀井次男)

2番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

○2番(増谷 憲)

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、今年最後の定例会における一般質問をさせていただきます。

私は、今回4つの問題で行わせていただきます。

まず最初に、第1問、地域産業と雇用対策について質問いたします。

有田川町内において、地域産業が衰退してきています。倒産や廃業、人員削減などで、この間、花太刀食品や日東化成の倒産、古田運送の倒産、縫製工場の閉鎖、H商店の倒産、そして金屋郵便局の人員縮小等、中小企業や中小商店の存亡が大きく問われています。また、農林業を見ましても、輸入自由化などの影響、農家の高齢化で、所得が安定せず、農業でやっていけず、耕作放棄地や宅地などへの地目変更も多くなってきています。

また、若い方が地元で正規雇用で働くところが少なく、他県で働かざるを得ません。さらに、商売をされている方でも、奥さんが店をみながら、一緒にやっていたご主人が他のところへ働きに行っておられる方もあります。そして、ある方は、「私の息子は地元で働いているが今の給料では結婚もできない、なんとかできないか」という声も数多く聞かせていただいています。

この地域経済がどれだけ落ち込んでいるか、数字で見ることができます。例えば、地域内純生産というのがあります。これは、いわゆる国でいいますとGDPみたいなもので、年間にどれだけの生産物やサービスを作り出したかをお金で表したのですが、それを見ますと、旧3町の合計数で言いますが、この合計数で見ますと、平成7年度と平成15年度を比べますと、平成7年度に比べて建設業が99億1,200万円から56億3,200万円の57%に減っています。また、農業が63億円から44億6,000万円の71%、卸売・小売業では、64億2,100万円から55億4,100万円の86%に落ち込んでいます。

しかし、旧町別で見ますと、一層落ち込みが激しい状況が見えてきます。旧清水町では、建設業で38億600万円から11億7,400万円の38%の減、林業では8億5,100万円から3億8,500万円の51%、農業では8億3,300万円から4億2,000万円の66%。金屋では、林業が1億7,200万円から8,700万円の51%、製造業が4億7,100万円から2億6,900万円の57%、卸売・小売で見ますと、8億3,900万円から5億6,900万円の68%まで落ち込んでいます。

さらに、農家数が93年度に3,766戸あったのが、05年度で見ますと3,2

13戸に減っています。一戸当たり生産農業所得が98年で539万9,000円ありましたが、これが今では408万3,000円に、製造業の事業所が92年に80事業所あったのが、03年には58事業所、そして、宿泊の観光客数で見ましても、93年には3万3,009人ありましたが、これが04年度で見ますと、3万2,740人へと減少しています。

このような現状を直視しますと、このような地域産業に手を差し伸べず、そのままにしておいてよいのでしょうか。町長は、住みよいまちづくりを第一に掲げていますが、地域産業を興してこそ、元気で住みよい町になっていくのではないのでしょうか。

私は、地域産業が栄えないと地域の発展はないと思います。農業所得が上がると、車や機械の更新で地元商店も潤い、町財政への税収面での貢献にもなります。また、農業や商業等で元気が出れば、若い方が地元で働け、しかもそこで結婚もすれば、その結果、地域を守る後継者ともなります。

このように地域経済が落ち込んでいるだけに、地域経済を立て直す方策が求められていると思います。

そこで行政が考えていかなければならないこととして、まず第1に、第1次産業の振興。農産物や林産物、加工食品等をどう振興し、具体的に進めるかということであります。そのためには、みかんや花、梅、しいたけ、シシトウ、山椒、トマトなど、有田川町の主要農林産物の実をつけ、ここへの価格制度の創設。また、旧町で行っていた労働の省力化対策、病院や学校の給食への素材の提供、木材の活用、特に間伐材を公共施設にどう使うか。また、住宅リフォームへの利用助成、大手の住宅メーカーにも地元材を使うよう働きかけるなどどうでしょうか。こうして産業を活性化させ、雇用増も図ることが大事ではないでしょうか。

第2に、経済と雇用対策の面で、福祉の面から見ますと、福祉の充実も大事になってまいります。この間、介護施設が増えて、ヘルパーなどの需要が高まっていますが、ハローワーク湯浅の説明でも、この分野の就労が増えているそうです。特に、この分野は女性が多いというのが特徴ですから、たいへん大事ではないか。福祉施策や施設の充実で、介護職員等の増員を計画されたい。

第3に、町長は観光振興を大きく取り上げておられますが、具体的になっていません。例えば、特急がとまればとか、高速が4車線化すれば高野山への観光客も来るといふ発想でありますけれども、特急の2本前後の停車や自家用車では、わざわざ有田から高野山へ行くというのは、どうしても無理がないのかどうか。有田川町に付加価値の高い観光資源、いやされるものがあるかなど、有田から高野山へ何度も行きたくなるような、そういう観光資源でなければならぬと思います。漠然と進めれば、取り返しのつかないことになってしまわないか心配します。活用できる観光資源を明確にし、年間通して来てもらえるようにしなければなりません。

そこで、まずソフト面を考えた上で、来年度、和歌山大学の観光学科が設置される

ことになりますから、大学を通して、先生と学生による有田川町内における観光資源の調査依頼をしてはどうか。また、ふるさと開発公社の施設の活用を図る上でも、経営診断と方策を考えるための中小企業診断士による診断もいかがでしょうか。特に、03年度の宿泊の年間観光客数を見ますと、旧3町合計の87%が旧清水町で占められていますから、清水をどう考えるかが1つのかぎとなるのではないかと私は思います。

さて、2つ目の質問に移ります。

有害鳥獣対策について伺います。

この有害鳥獣対策ですが、この間、各議員がそれぞれとり上げ、また、行政もそれに呼応して、積極的に予算をつけていただいています。しかし、なかなか思うようにいかないのが現状ではないでしょうか。それでも、イノシシで平成13年度で8頭の捕獲が平成18年度で138頭に、サルで54匹となっているように、関係者のご努力によるものであります。しかし、全体の被害は大きいにもかかわらず、被害の状況を判断したり、そこから対策を考える上で、例えば、それぞれの個体数がどれだけあって、どこまで減らすかとか、どうすれば安定するかとか、また被害額がどのようになっているのか、またどんなものが一番被害が大きいかなど、そういう具体的な資料がそろっていないのが現状ではないでしょうか。そういう意味で、深刻さがわからない状況になっていると思います。

そこで、まず被害状況の把握と被害の状態、有害鳥獣の個体数など、実態調査などを進め、傾向の把握から対策を考えてはいかがでしょうか。

第2点目として、有効な捕獲対策の検討として、いくつかあると思いますが、とりあえず地域的な対応が求められてきます。地域での対策に対して、人的・財政的支援をしてはどうか。

第3に、捕獲上の条件整備として、捕獲の申請などの簡略化と手数料などの財政的負担の軽減支援があれば、もっと捕獲数が増えるのではないのでしょうか。

第4に、耕作放棄地が多くなってきている中で、人間とイノシシなど動物との境界を農地や山の手入れで明確にさせて近づけさせない対策も大事ではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

次に、3つ目の問題として、防犯灯の維持管理についてを伺います。

これまで清水地域で734基の防犯灯があって、年間200万円余りの電気代を補助していました。これは、山間地という地域性や高齢化、1人、2人暮らしが多い中で、経済的にも負担が大きくなるというので支援していました。

ところが、合併後に統一するということで、防犯灯の電気代を吉備や金屋にあわせて、公共以外は区の負担とすることが提案されました。

各区では、この提案をもとに検討を余儀なくされ、その結果、清水地区全体で防犯灯734基中、公共で260基から16基増やして276基にして、町で持ちます。

ところが、区で見る分が474基から86基減らして388基にするという案になっているとお聞きしていますが、その86基を減らす内訳を見て私は驚いたのですが、遠井区では、区負担の18基全部をなくす、北野川区でも5基あるのを全部なくす、そして中原区では、13基あるのを1基だけにするという案になっているとお聞きしています。

このような状況で、どうして地域の防犯や住民の生活の安全性が保たれるでしょうか。

戸数の少ない区は特に、区費の蓄えもなく区費で払えない、あるいは区費を上げるにしても、すでにこういう小さい区では、最低で5,000円から高い人で3万5,000円の区費を払っている区民もおられます。これ以上区費を値上げすることもできませんから、ほとんどこのように撤去せざるを得ない状況になっているのではないのでしょうか。また、仕方なく区費を1,000円から引き上げて対応するところもあると聞いています。戸数の多いところや他のところからお金が入るところは対応できますが、このように戸数が少ないところや道路事情もよくなり家が点在しているなどの地域、経済的に余裕のない高齢者が多いところでは設置できないことになります。今後も増設してほしいという要望もできなくなります。そうなれば、この地域の方々の安全を守るという地方自治の基本的精神からもはずれることになりはしないかと心配します。

さらに、今議会の補正予算に防犯灯を撤去する費用50基分まで組んでいますが、それをかなり上回る86基ですから、1基撤去するのに約1万3,300円もかかりますから、撤去費に合計しますと114万円余りも支出しなければならないことになってしまいます。

12月7日、町長へ清水の区長会が現状維持でやってほしいと陳情しているように、その方向で対応を求めておきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

さて、最近の研究で、青色防犯灯が脚光をあびています。青色が精神的に落ち着くという作用を持ち、犯罪の抑止効果をもたらし、しかも遠くまで光が届くということが理由になっているようです。

一度、商店街などいくつか地域を定めて、試験的に設置して効果を検証してはいかがでしょうか。

さて、最後の質問に移らせていただきます。

平成19年度の予算編成方針等について伺います。

合併すれば、新町のまちづくり事業が進められる。また、これまでのサービスは維持できるということでありました。しかし、その後の状況を見てきますと決してそうではなく、見通しの甘さが現実に明らかになってきたのではないのでしょうか。そういう意味で、来年度の予算編成がどうなるのか、たいへん心配するわけです。

そこでまず伺いたいのは、今後の財政見通しをどのように見ておられるのか示して

いただきたい。

第2に、これまで実施している福祉や教育、産業関係の生活関連予算と負担増はどうか。

第3に、新規事業、継続事業の見通しと見直しはどうなっていますか。

第4に、住民サービスを合理的に提供でき、しかも職員にとっては仕事がしやすいように進めるのが機構改革だと思いますが、そういう点でどのようになるのか。また、それに伴う財政支出はどうか。

第5点目として、経費の見直しも当然求められてきますが、当面、特に入札制度の見直し、町3役の歳費の削減、議員の費用弁償の廃止、町村会・町村議長会の負担金の廃止、町道の電柱占用料の引き上げ等々、この点、当面進められるものから進めていってはいかがでしょうか。

以上、第1回目の一般質問といたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

18年度最後の議会。また今回も、14名の皆さん方がご質問をされます。やはり議会にいろんなご質問なり提案をいただいて、新しい有田川町のまちづくりに今後も努力をしていきたいと思っております。

それでは、増谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、第1次産業の振興策と雇用対策をどう進めるのかという問題でありますけれども、議員ご指摘のとおり、中小企業のおかれている現状は、たいへん悲惨なものがあると思っております。しかし、国の方では、非常に景気が上向いて第2のバブル期が間近と言われており、大都会においては非常に経済成長と言いますか、18年度も国の税収が5兆円ぐらい伸びるであろうと言われております。そういった国の現状ではありますけれども、こと地域に関しては、その兆しさ見えませんが実態であります。

その中で、この第1次産業の振興策と雇用対策をどうするのかということになります。まず、議員ご指摘のとおり、このわが町は、ほとんどが第1次産業によって成り立っております。今年については、肝心のみかん、量が少ない関係もありますけれども、10年ぶりぐらいですか、非常に高値で推移をしています。恐らくこれは全国的に不作のためと、特に有田みかんについては、非常に糖度が高いということで、非常に高値で取引をされています。それでは、来年もこれが続くかといえば、また大豊作になれば大暴落という危険をたくさん含んでおります。その中で、今回合併して、有田川町の総面積は352平方キロメートル、そのうち林野面積もかなりあります。第1次産業の就業者数は5,000人で、そのほとんどが農業従事者で、林業就業者はわずか121人という現状であります。

特に、第1次産業、特に農家については、非常に高齢化が進む中で、まず後継者問題というのが大きな今後の問題になってこようと思います。幸いこの有田地方、いろんな気候の条件にも恵まれていますので、これからはいろんな農産物も、適地適作ということで、それぞれの地域に合った農産物をつくっていただいて、これをブランド化をさせていきたいと思っています。

それからまた、お年寄りがたいへん多いので、できるだけ農業が省力化できるように、園内道路とかいろんなことに取り組んでいますけれども、これからもそういうことについては、どんどん取り入れていきたいと思っています。

また、地元産の木材の利用を考えてはどうかということで、できるだけこの有田川町内の公共の建物に、例えば今度でき上がりました田殿小学校、それから藤並の駅舎、これについても使える限りのところは、地元の木材を使っただけのように設計をしております。

それから雇用対策については、本当にたいへん難しい問題がありまして、企業誘致もどんどんやっていきたいと思っていますけれども、なかなか今の時期、こちらに来ていただける企業も非常に少ないということで、できる限り企業の誘致にも今後努めていくとともに、今ある企業にもお願いして、地元の方々をどんどん雇っていただけるように、これから頑張っていきたいなと思っています。

議員おっしゃるとおり、建設業、それからいろんな売り上げ、ここ数年の間に約50%になっています。これやっぱり、今、国の方は何か公共事業が「悪」やというような風潮がありまして、特に道路建設については、議員ご承知のとおり、今回も道路特定財源、これを一般化する方向に今向かっています。その主な揮発油税については、ちょっと先送りということでもありますけれども、これも一般財源化されております。地方の経済活性化には、まだまだこれから道路が必要であります。このことについても、国の方へできるだけ一般財源化しないように、今後も運動を続けていって、地方の道路事情がまだまだよくなるようにやっていきたいなと思っています。

それから、医療、介護、福祉の充実で、雇用増というご意見ですけれども、有田管内の医療施設の病院には、医師とか看護師、合わせて約530名の雇用があります。病院での事務職や看護師さん、個人を含めれば、まだまだかなりの数の雇用の場になっていると思います。また、町内の介護施設などで働く人数にしても約280人となっております。福祉関連の施設も大きな雇用の場となっております。まあ、病院とか医療関係の施設は別としまして、まあ介護保険関連の施設、老人保健施設とか特別養護老人ホームとかを増やせば、もちろん雇用の対策にはなるとは思いますけれども、やっぱりこれは介護保険料とかいろんな面で町民に直接負担が増えてまいりますので、今後、慎重に検討をしていく必要があるかなと思っています。

それから、次の観光のことでありますけれども。私も立候補の際の公約としまして観光に力を入れるんだということを申し上げております。今、熊野高野が世界遺産に

なりました。また町内には県立生石高原もあります。またそのほか、ご指摘のとおり、清水地区には非常に有名な遺産、文化、それから金屋には、明恵峡温泉等々、非常にたくさん観光スポットがあります。これらの観光資源を生かして、一度訪れた人がもう1回有田川町へ行きたいなというような、魅力のある観光ルートを今後つくっていききたいと思っています。

宣伝については、県観光連盟発刊の紀州浪漫という情報誌があります。それれともう1つアガサスという観光の雑誌がありまして、新しい観光情報をこういった情報誌で、あるいは新聞を通じて発信をしていきたいと思っています。また、町独自で何とかいいルートをつくれなにかということで、今、企画課でそういったパンフレットの作成中であります。

また、和大の観光学科が平成19年の4月にスタートすると聞いていますので、この動向を見ながら、今後検討をしていきたいと思っています。

それから、有害対策についてでありますけれども。議員ご指摘のとおり、最近、特にイノシシ、サル、シカ、アライグマ等々が、昔と違って、里山というか民家の近くまで出没して、非常に大きな被害を及ぼしていることも承知をしております。全国的にこういった被害に悩まされていると聞いています。今後、被害の状況については、慎重に調べながら実態をつかんでいきたいと思っています。この対策については、いろんな個人個人の対策はもちろん重要ですが、地域ぐるみでも取り組んでもらわなくてはいけないことがあるのかなということで、電気柵の設置とか、そういうことについては、各種補助金、あるいは中山間地域直接支払制度交付金、森林整備地域活動支援交付金というのがありますので、これを活用して取り組んでいきたいと思っています。

町独自に、これについては増額をさせていただいております。今度の12月補正予算案でも、電柵、トタン等の鳥獣被害防止対策補助金として、100万円増額をさせていただいていまして、全体で360万円を見込んでいます。また、有害鳥獣捕獲報償費も、おりも含めて、12月で312万円の増額を見込んでおります。今後もできるだけ、そういった鳥獣害の捕獲については補助金を出していきたいと思っています。

それから、3つ目の防犯灯の維持管理についてでありますけれども。増谷議員おっしゃられたように、19年度で何基撤去せよとか、補助金をカットするとか、そういった覚えはありません。ただ、今回の合併の中で、3年後に見直そうということになっております。ただ、議員ご指摘のとおり、吉備、金屋については以前からずっと防犯灯の電気代は各区でお願いをしていますが、清水地区については非常に特異な地域がありまして、高齢化が進んでおり、非常に面積の広い中で軒数が少ない、そういう特殊な事情があることも十二分に把握をしております。それで、この清水地区の防犯灯については、今後3年間かけてゆっくりと、行政局と相談しながら検討させていただきたいなと思っています。ただ、清水地区においても恐らく区で負担できるような

地区もあるんじゃないかと考えています。けれども、大方のところはそういった過疎地でありますので、今後3年間かけてゆっくりと、そのことについては地域住民のご理解を得られるような方向で考えていきたいと思っています。

それから、青色防犯灯って、僕も初めて聞いたんですけども、こんなのどこかについているところがあるんですか。また一度そこも見させていただいて、商店街の方々とも相談しながら、今後研究をさせていただきたいと思っています。

それから、今後の財政見通しはどうかということでもありますけれども、実際にみて非常に厳しいです。平成19年度の財政見通しについては、来年度の地方財政計画が出されていない時点での見通しとなりますけれども、地方交付税については、総務省が平成19年度の概算要求時点ですでに2.5%カットして要求しておりますので、少なくともそれ以上減少することが予想されます。現在より、なお今後厳しい財政事情になるのかなと考えています。

それから、生活関連予算の負担増はないのかということでもありますけれども、現在、各課から19年度の要望を上げさせている時点で、まだ全部そろっていませんので、お答えできる状況ではございません。

また、新規事業、継続事業の見直しと見直しについてでありますけれども。新規事業については、継続事業をやっていく中で、なかなか難しいのかなというのが現状でありますし、継続事業についても無駄なところは見直す必要もあるのかなと思っています。これにつきましても、まだ各課からの要求を見ていない時点で、詳しくお答えできる状況にはないと思います。

それから、機構改革は、住民サービスの向上と事務の効率化になるのかという件でありますけれども。合併して人員削減を考える中で、どうしても機構改革をやらないと職員も非常に仕事をしづらいし、住民にも迷惑をかけるということで、今この作業を行っております。とにかく、機構改革をやって、できるだけ住民に今までどおりの負担でできるようにやっていきたいと思っています。これには、複数の課にまたがる事務事業についても、簡素化、効率化を図り、同時に住民の側からもわかりやすく、利用しやすい組織、構造を目指しているところであります。

それから、改革に伴う財政支出についてでありますけれども。機構改革をやれば、若干、机の移動とか、あるいはコンピューターのつなぎかえとか、経費がかかるわけですが、この点については、できるだけ経費のかからないようにしていきたいと思っています。

それから、経費の見直しについてであります。入札制度の見直し、これについては、今、特に和歌山県が談合問題で全国の注目を浴びています。もちろん、談合というのはいけません。地元の建設業界も育てていかなければならないという大きな使命もあります。その中で談合のできないようなシステムを構築していくことを考えていきたいと思っています。

それから、3役の経費削減でありますけれども。増谷議員さんに言われるまでもなく、平成19年4月1日から、3役については給料をカットさせていただきたいと思っております。これ議員さんのことは載っていなかったのですか。ただ、この給料というのは、実はわれわれが決めたのではなくして、3役の諮問会議で決められていますので、ここを開かずに3役の意見だけで議会へ出せるのか、あるいは一度その諮問会議を開いてからになるのか、今考え中であります。とにかく、4月1日、19年度から3役の給料についてはカットをさせていただきます。

それから、議員の費用弁償の廃止についてでありますけれども。このことについては、有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条ということで規定されていますので、今後、ここら辺も検討させていただきたいと思っております。議長さんとか副議長さん及び議員さんに支給する旅費についても、一般職員に支給される旅費の例によると規定されていますので、今後、旅費については見直しを図っていきたいと思っております。

しかしながら、定例会とか臨時会等への出席した費用弁償の件につきましては、議会の皆さん方と早急に協議をして決めていきたくと思っております。

また、町村会とか有田郡の議会議長会の補助金の廃止でありますけれども。町村会あるいは町村議長会、これも非常に大事な内容を協議する場でありまして、これについては有田川町、一町で決定できにくいと思っておりますので、今後、構成町との協議をしていきたくと思っております。

また、占用料の見直しについては、内部調整を図りながら、住民に急激な負担増を強いることのないように見直しを図り、これも条例の改正を進めていきたくと思っております。以上です。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再質問をさせていただきます。

4つ質問させていただいてますが、ちょっと順番を変えさせていただいて、先に2番と3番について再度お聞かせいただきたいと思います。

有害の問題については、町長さんも大変さを御存じですけれども、しかし客観的にどれだけ個体数があって、どれだけ減らさくتهはいけないという、一番大もとのところが大事だと思うんです。これは県会でもそういう問題になったそうですが、県でもやっぱりその辺を把握していないということで、ぜひ町と県と一体となって、その点を把握していただいて、科学的な個体数の減らし方、対策ができるような形で求めておきたいと思っております。

それで、再度伺っておきたいのは、私もいろいろ被害をお聞きするんですけども、この間も川口の方にお聞きしたんですけども、「野菜を植えたらすぐに垣をしないとい

ノシシがくる」とか、「私の夫はいつもイノシシと取り組みをしているんですけども、夫の年金がトタン代で消えてしまう」と。夫の年金がトタン代で消えてしまうと。それくらい現実に大変な状況を何とかしてほしいと。また、岩野河で集会を持ったときにお聞きした声なんですけども、電気柵をしていても、その電柵の線に対してイノシシが土をかけてショートさせて自由に行き来できるようにすることまでイノシシが学習しているという事例も報告されてるんですよ。ですから、こちらが取り組みれば向こうも賢くなってくると、イタチごっこにやっぱりなってくるんで、やはりその辺われわれが遅れているのではないかと、人間の方がやっぱり弱いのかなという気がするんです。ですから、その点、抜本的な対策になるような形で検討してほしいと。

以前、有田地方で有田地方野生鳥獣被害対策協議会というのをつくったとお聞きしてるんですけども、16年度、旧町のとくに、今日お見えになっています元議員の木村さんが質問されて、取り組みをお聞きしたんですが、しかし、そのときの答弁では、はっきりした報告がなされていなかったように思います。これが本当に生かされているのかどうか、やはりきちっと報告していただきたいと思いますし、また被害防止マニュアルもより一層わかりやすくして即効性のあるものを検討していかなくてはならないと思います。何しろ個人的な対応では難しいので、地域ぐるみのそういう対策を求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、防犯灯の問題ですけども。先ほど町長さんは、合併協議会の中では言った覚えがない、それは確かにそうですね。これが出てきたのは、それ以前の事務レベルの中での話で進めてきたわけですね。ですから、それはそうなんです。それで今の答弁では、3年を目途にやっていくということでもありますから、じゃあ今、清水地区の区長さんから上がってきた防犯灯を区で減らすことについては、それはそのまま現状維持でやっていただけるのかということが1つあるのと、それから、今回出されている補正予算が使われずに、結果的には今言われた3年間ということで見ればね、そのままになっていくというふうに思うのですが、その点明確にしていきたいなと思います。それから吉備・金屋との整合性をどうするかという問題もさっきおっしゃられたと思んですけども、この点、後でもう1回言いますけども、とりあえずその点明確にしていきたいなと思います。

それから、第1問の経済と雇用対策の問題ですけども。いろいろ指標があると思うんですけども、県の方では企業誘致ということで一生懸命に取り組んでいるという話も聞こえてくるんですが、しかし、その中身というのは、パートとか派遣ということで身分が安定しない、そういう中での事業所が多いということでもっと正規雇用の場を広げてほしいという声が上がっているんです。県はすでに100億円もかけてそのお金を使っているのに、実態として和歌山県にとっては雇用が充実されたという印象はないと思うんですけども。だから、そういうやり方でなくて、地元の中小企業や農林業に取り組んでいる方をどうケアするか、そこを一生懸命に考えていただきたいと

いうように思います。そのための中小企業など、農林漁業の支援をするための経営診断とか、ノウハウとか、どう売り込むかとか、具体的に町も一緒になって相談のつてあげていただきたいと思います。

もう1つは、公的な場でどう雇用を求めるかということをお願いしたいと思います。

現在、消防職員が56人おられますね。最近、消防職員の最低基準の充足率が見直されまして、新たに整備指針が出されました。これに基づくと、有田川町は94人になるんですね。来年度は、新採で4人採用していただくことになりましたから、合計で60人になります。だから最低基準の94人から見ますと、まだまだ枠が34人あるということになりますから、この34人の実現に向けて、やっぱり計画的に補充していく必要があるのではないかと。今後の消防職員の年齢構成もいびつになっていますから、やはり、こういう点でも大事だと思います。

それからもう1つ、観光振興の問題。これもわれわれ国民の所得が増えないと、なかなか観光までお金を使わないというのが現状だと思うんですよ。勤労世帯の所得が2000年から2005年にかけて3万円以上減っているそうです。それに比例して旅行関連の支出も減っているんですよ。ですから、こういう点での問題がありますから、日帰り客が多くなっているという問題。

それから、宣伝の問題ですけども、先ほどこの話を町長はされましたけども、「じゃらん」という雑誌を御存じですか。若い女性がたいへん好んで旅行へ行くときに見るそうです。それを見ても和歌山のネタがあまり載っていないんですね。だから、そういうところへやっぱり積極的に働きかけるということも1つの方策だということに思います。

それで、雇用対策は、本当にそういう立場でやっていただきたいのと、それから中小企業や商店街の振興策を進めるためにも、もう1つは消耗品とか備品なんかもできるだけ地元へ発注するというのもあわせて求めておきたいと思います。

それから、福祉関連の雇用問題で、特養なんかつくれば保険料にはね返ってくるということですけども、しかし、現実には今入れない方が多くて、皆さん困っているという状況ですよ。その点も加味して、やはり考えていかなければならないと思いますし、介護保険制度そのものが、国が地方をいじめてきた、制度変更によってこうなっている訳ですから、やはりそういう点は国へもしっかり意見を言うていくということも申しておきたいと思います。

最後の、来年度の予算編成についてであります。財政が非常に厳しいということで、抽象的なお話であったんですが、もう少し具体的に示していただけないのかわるか、その点をひとつ求めておきたいと思います。入札はきちっとしていくということでもありますし、報酬の分についても検討していくということでありました。ぜひそういう立場で求めておきたいと思います。

ただ、生活関連予算がちょっと心配するわけなんです。例えば、今後考えられる範

圏内で言いますと、保育料や水道料金、町営住宅の家賃や使用料等、保育所や小中学校の統廃合の問題や出張所の統廃合の問題、それから福祉関係では、乳幼児医療費やひとり親家庭医療費や、それから社会福祉協議会、商工会、区長会への助成など、この辺、目白押しになっていないかどうかを心配してるんですが。そうでないなら、そうでないとおっしゃっていただきたいし、今やっている定住対策もなくさないでやっていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁を求めます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんにお答えをしたいと思います。

実際の被害状況とか個体数というのは、全く把握はしておりません。それで、やっぱり個体数を把握するのも、今後の被害対策になると思いますので、こちら辺も県の方に要望しながら、早急に個体数あるいは被害状況を調べていきたいな思っています。今後、その被害の対応については、やっぱり地域で電気柵なんかについても補助金がありますし、既につけてくれているところがあると思います。電気柵については、イノシシがそんなに頭で考えて土をかけてショートさせたということは、恐らくないと思います。たまたまそういうことになったと。電機柵は、非常に効果が上がっていると聞いていますので、できるだけ地域で共同で電気柵を設置していただけるように、今後も指導していきたいな思っています。

それから、電気料の問題でありますけれども。私は、19年度中にすぐ何基撤去せよとか、区で負担せよとか、そういうことを言った覚えがありません。ただ、何回も申していますように、吉備・金屋地区については、すべて個人負担で行っていただいております。その中で、清水地区にもそういう個人負担で行える地域があるのかなのか。また、そういった個人負担に耐えられない地域もたくさんあると思います。3年間かけてゆっくりと検討していきたい。19年度予算は、つけていますけれども、それを置いておくというような考えは全くありません。今まで通りそれは執行をしていきたいと思っています。

それから、商工業、中小企業、先ほど申し上げたとおり、非常な事態でありますので、また商工会とか、いろんな方々と相談をしながら、町ができる範囲内で応援をしていきたいと思っています。

それから、消防の人数でありますけれども。去年ですか、議会のみなさん方に定員を64名まで引き上げていただきまして、今年度5名新規採用をさせていただきました。まだ64名まで2～3人の枠がありますので、今後また順次採用していきたいと思ってます。

やっぱり、消防のできた経緯から言って、非常に高齢化というか、同じ年代の人がたくさんありますので、今後そういうことにならないように、順次採用をしていき

いなと思っています。

それから、財政の負担でありますけれども。非常に厳しい財政でありますけれども、早急に保育料とか水道料金を上げる考えは今のところ全くありません。

○議長（亀井次男）

産業課長、東君。

○産業課長（東 信行）

有田地方野生鳥獣対策協議会について。この会につきましては、平成15年度に設立されまして、それから年に2回、3回開催して協議を行っております。

まず、15年度につきましては、被害状況、それから有害鳥獣の駆除の実績報告、今後の活動内容の打ち合わせを行っております。

そして、16年度につきましては、有害鳥獣駆除事業の合同の実施、また野生鳥獣の特性と被害対策パンフレットの作成、それから配布をさせていただいております。これについては、アライグマとイノシシ編ということで、配布をいたしております。

17年度につきましては、パンフレット等、イノシシ編の一部改正したものを配布しております。

18年度につきましては、鳥獣保護行政が林務課から保健所の環境衛生課に配置がえされまして、業務を行っておるんですけども、この協議会の事務局につきましては、今までどおり林務課で行うということで決まりました。18年度については、まだ会議を行っておりませんが、この年明けに行う予定と聞いております。協議会については、年2～3回ということで、数も少ないですけども、これから被害対策についていろいろと協議を行っていきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

最後の質問ですけども。

細かいことは、また後日つめていきたいと思いますが、総務省の自治行政局の過疎対策室が、今年の3月にこういう「市町村合併を活かした過疎地域の振興に向けて」という冊子をつくっているんです。これは県でコピーしてもらったものなんですけども、それでもこれだけの分厚さがあるって、ここに合併した全国の市町村で大きいところと小さい過疎地のところがひっついて新しい町になったとか、そういうところが主に合併してどうなったとかということ載せているんですが、いいところも載っているんですけども、一番心配する例として、いくつか私申し上げたいと思うんです。これはここに書いてあるんですが、この中で例えば、「財政状況が厳しくなる中で、当初計画したものが計画どおり実行できなくなっている」「合併により各旧町の住民サービスが低下しない方向で調整されたが、今日の地方交付税の急激な減少では、そのサービス水準を確保するのが困難になってきている」「合併前の旧町村で実施して

いた事業で、新市規模では財政的に負担が大きいと、廃止した事業の取り扱いをどうするか」「現在及び将来の財政状況を考えてみたとき、公共事業の数や規模は縮小傾向にならざるを得ないと悲鳴を上げている」ということなんですね。

だから、こういうことはわが町においても結構当てはまってくる部分がないのかどうか、たいへん心配しているわけです。そういう意味で、今計画されている事業とか、継続の事業とか、やはり聖域にしないで、やっぱりこの際、身近な住民サービスを維持することを根底に置きながら、進めている事業をやっぱりきちっと精査して見直す必要があるのではないかとということをお願いして、私の質問といたしますが、お考えを示していただきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんご指摘のとおり、この財政需要というのは、合併したから厳しくなったのではなくて、合併しない市町村についても非常に厳しい財政状況であります。合併したからたいへん厳しくなったというような考えは、私は持っていません。合併してよかったなあという考え、今でも持っております。その中で、国の方針でいろんな、地方交付税、あるいは補助金をなくするとかいうような国の政策の中で、非常に厳しい状況に追い込まれているということでありまして、新規事業についても、10年計画で計画している事業についても、もちろん、もう一度細かく精査して、無駄があれば見直しをしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

以上で増谷君の一般質問を終わります。

…………… 通告順2番 6番（細東正明） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、6番、細東正明君の一般質問を許可いたします。

○6番（細東正明）

議長の発言許可をいただきましたので、6番議員、一般質問を行います。

ただいま増谷議員さんの方からも質問がございましたが、防犯灯についての電気代の質問を行いたいと思っております。防犯灯電気代の地元負担の件について、質問をさせていただきます。

合併前、清水地区においては、防犯灯の電気代を町が全額負担してまいりました。年間約200万円です。清水行政局管内には、地域の要望にこたえ、734基の防犯灯を設置し、日夜、地域住民が生活をする上で非常に大きな役割を果たしております。防犯灯設置につきましては、むやみやたらに設置したわけではありませんが、地域の実情を十分にくみ上げ、必要とされている防犯灯を年間約15基の設置をして

まいりました。とりわけ、私どもの住む地域にとっては、民家が立て込んでいるわけではなく、過疎地でございますので、明かりをとすこの防犯灯は、安全面の観点からたいへん重要なものでございます。旧吉備、金屋町地区においては、電気代はもちろんのこと、補修修繕費まで区が負担しなければならないとのことであり、旧清水町も来年4月より電気代の地元負担を強いられるということでもあります。

清水行政局管内では、26の区がございまして、先般、各区に申し送りをし、電気代を区で負担すべき防犯灯の数、また公共のものとみなし町が負担すべき防犯灯の数を取りまとめて伝えたということであり、総数734基のうち、区で負担すべき防犯灯は388基、公共のものとみなす防犯灯は276基であるということであり、残り70基については、区の財政上、撤去していただきたいということでもあります。ちなみに公共と見なす防犯灯とは、いわゆる消防関係、防火水槽、消化栓、消防詰所や車庫、町指定の避難場所等であり、子供の通学路対策の設置した防犯灯は公共とは見なされないとのことでもあります。先にもふれましたが、皆さんも御存じのとおり、清水地域は過疎地であり、そのほとんどの区が人口、軒数の非常に少ない区ばかりでございます。1基当たり年間の電気代は2,500円程度ということで、大きな区にお住まいの方は、そうたいした金額ではないと思われるでしょうが、小さい区単位で十数基の負担となると、区の財政を圧迫し、区費を上げなければ電気代を捻出できないというようなところも存在し、現に管内70基の防犯灯については、区の財政状況をかんがみ、電気代をまかなえられないため撤去してほしいという申し出も行政局に寄せられているという現状であります。

合併し、あらゆる面において、特に過疎地の住民は、「合併しなければよかったのに」「合併していいことがなんにもない」と多くの声を承る中で、今回の防犯灯の電気代地元負担の件は、それらの声をより大きくするものであります。

防犯灯とは、読んで字のごとく犯罪を防止する、また安全を守るためにあるのではないのでしょうか。また、福祉や教育のことも追隨して、とても重要なものであります。

町民にとっては、一方では重要なこと、必要なものでありながらも、十数億というような事業を展開し、またその一方では、この件のように直接住民に負担が跳ね返ってくるようなことになれば、到底住民の理解を得られるとは思えません。住民に対して最低限のそれら行政サービスも受けられない、すべて住民に負担がのしかかってくるようなことは、すごい不信感を招くことであり、防犯灯をやむなく撤去せざるを得ない。多くの要望はそれだけでなくも灯が消えかけたように元気を失いかけている過疎地に追い討ちをかけるように、町の明かりまで消えるとなりますと、ますます心も地域も暗く落ち込んでしまうこととなります。これは、清水地区だけではなく、吉備や金屋の山間地においても同じことが言えるのではないのでしょうか。

金屋の山間地では、電気代を個人が直接負担している方もおられるとお聞きしてい

ます。なぜ、個人が負担してでも防犯灯を撤去せずに残しているのか、その答えは簡単です。どうしてもそこには明かりが必要であるからであります。町の財政難、地域の適性、整合性も理解しますが、この防犯灯だけではなく、福祉、教育と幅広い用途を含んでおり、地域からの切実な要望書もあがってきております。ですから、机の上の考えではなく、心あったかい、血の通った行政の考えで、地域性を十分勘案していただいて、有田川町全体の防犯灯の電気代、補修、修理を町が負担するべきものでないかと思うわけでありまして。どうか前向きなご見解をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

細東議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、もし清水地域で合併しなかったらよかったという方がありましたら、ぜひ議員の責任で今の財政状況を説明していただいて、清水地区が合併してなかったら、恐らくこんなになってあるんだということを、議員の責任において、そういう方々にご説明を願いたいなと思います。

それから、防犯灯の件でありますけれども。僕は、何回も言っているようにですね、来年の4月1日から撤去せよとか、補助金はよう出さんとか、いっさい申ししておりません。どこからそういう話が出たのか知りませんが、ただ、合併した中で、吉備地区、金屋地区はすべて個人負担をやっているんで、3年間かけて、町内が同じ条件になるように、見直していききたいなという考えであります。

もちろん、金屋地区にも吉備地区にも山間地域があります。大賀地区、ここは今8軒であります。結構広いです、山の上で。それから長谷については、5軒ぐらいの地区もあります。そういうところもあります。また、金屋地域にもたくさんそういう過疎地がありますので、同じ条件でやれるように、3年間かけて見直していききたいなという考えであります。ただ、来年度から予算を置いております。公共の防犯灯の施設を除けば、町の負担約120万円ぐらいです。それについては、来年度切るとか、そういうことは一切考えておりません。3年間かけて、吉備地区、金屋地区と整合性がとれるように、調整をしていきなという考えであります。

○議長（亀井次男）

6番、細東君。

○6番（細東正明）

今の答弁と先ほどの増谷議員さんの質問の答弁とをお聞きし、町長も十分おわかりいただいておりますが、本当に防犯灯は重要であります。町長も執行部の皆さんも、夜、清水によくお出かけくださっておられると思いますので、その暗さというのも常々お感じになられていると思います。本当に区の方針によって防犯灯が撤

去されますと、たいへん困ります。

町長は、機構改革も考えておられるようでありますが、このような過疎の問題を職員さんにもよくご理解をいただきたいので、私は、あえてこの際、職員の交流も図りたいと思います。清水地区に、吉備、金屋の職員にも来てもらい、その現状をつぶさに見ていただくことで、過疎地の実情というものを肌で感じてもらって、有田川町の発展の力添えをお願いしたいということでもあります。

私自身、大至難であることは十分承知しております。が、清水地域の町民サイドとして、このことは非常に大きな話題となっております。基本的な考えを、有田川町全体の負担を検討していただきたい。また、清水地域の実情をわかっているためにも、職員の交流は必要ということで、このことについて町長はどう考えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

防犯灯の大切さは、もう十分認識をしております。私も何回か清水地区へも上がって行かしていただいて、非常に広い面積の中で、過疎地もあることも十分承知しています。防犯灯の大切さというのは非常にわかっております。

それと職員の交流ということでもありますけれども。もちろん、職員の異動については、旧3町が一緒になったわけですから、吉備地区に住んでいる職員も金屋地区へ行ったり、清水地区へ行ったり、もちろん清水地区の職員さんも吉備の本庁へ来ていただく、そういった交流を今後どんどん図っていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

以上で細東君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時47分

再開 10時57分

~~~~~

…………… 通告順3番 11番（佐々木裕哲） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可いたします。

○11番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私の質問をさせていただきます。

私の質問は、テレビ地上デジタル放送移行に伴う吉備地区の難視聴地域の今後の対

応と、現在共同受信設備で視聴されている地域への対応について、お聞きしたいと思います。

現行の地上アナログ放送は、2011年7月までに完全移行が国の法令により決まっています。当有田地方は、早ければ来年度中に移行するといわれています。デジタル放送は、高画質、高音質はもちろん、見るテレビから使うテレビへと変わります。特に、暮らしに役立つ最新情報や地域情報を見ることができるということが、これまでのテレビと異なります。

さて、どのように電波が変わろうが、最新のテレビを買おうが、映らなければ話になりません。デジタル放送は、今のアナログ放送と違って、鮮明に映るか全く映らないかのどちらかです。今までのように、映りが少し悪いが何とか見えるではありません。ただ、デジタル放送になれば、受信障害が減少されると聞いておりますが、万一映らなければ、どのように対応するのか、今から考えておかなければなりません。

私は、この問題について、以前、吉備町議会の15年9月議会でとり上げています。また当時、7地区の区長名で町長及び県知事へ陳情書を出しています。まず、そのときの議会の質問及び回答を議事録より読み上げます。

15年9月議会の私の質問及び町長及び執行部の回答でございます。

テレビ難視聴地域解消について。昨年9月13日、町長へ7区長連名によりテレビ受信電波弱地域解消について陳情していると同時に、木村県知事へも同時陳情をしていますが、その後1年たちましたが、その後解決策も聞いておりません。該当者の方々から、その後どうなっているのかと聞かれます。

テレビは、毎日の娯楽であると同時に毎日の情報の一因です。この場の皆さんも今日から自宅のテレビがきれいに映らなくなると、黙っているでしょうか。

この有田で一番発展している町で、まして平野のところ、またこれだけ通信網が進んでいる今日、いまだテレビがきれいに映らないということ、他人に言っても信用もしてもらえないと思います。

今後8年間かけてテレビ電波もアナログからデジタル化へ移行しますが、現在映りの悪いところは完全に映らないと聞いております。

また、今建設中の県道バイパス工事が完成すると、周辺一帯は素晴らしい住宅地になると思います。住宅化が進んでもテレビがさっぱり映らないという苦情が出てくることは目に見えております。

今後、行政、放送局一体となり、早急に目に見える解決策の行動をとっていただきたいと思います。お金がかかるという問題ではないと思います。住民の立場に立って、約160世帯の方々の長年の悩みを町長として先頭に立って、解決策に向かってくださるのかお聞きしたいと思います。

この場の皆さんにも、昨年の陳情書を知っていただくために読み上げます。

吉備町長中山正隆様、平成14年9月13日、これ区長名は省略させていただきます

す、区のみです。庄一区長、畑浦区長、西丹生図区長、北筋区長、高瀬区長、植野区長、奥区長。

テレビ電波弱地域解消陳情について。われわれの町吉備町は、交通、環境、気候等に恵まれ、他市町村に比べ立地条件が良く、県下においても数少ない人口増加の町です。これも活気ある町、将来的にも町民が希望、夢ある町として、誇りに思っております。

しかし、私たちの地域の一部で今日これだけ通信網が進んでいる中、今もテレビがきれいに映らない地域があるということ。特に、和歌山テレビを主に民放。大半の町民から見れば、今時そんなところがあるのかと不思議がると思います。

現実、私たちは何十年間も悩んできました。近くに吉備中継所がありながら、山の陰となり、各家が電気店とも相談し、吉備、箕島、御坊、各中継所の中から少しでも映りのよいところから受信している状況です。

子どもも、他の友達の家へ行けばテレビはきれいに映るのに、なぜ自分の家のテレビは映らないかと聞かれる始末です。

健康、目のためにも決してよくありません。解決策として、いろいろあると思いますが、私たちの希望は、千葉山か鷲ヶ峰へ最小限の中継所を設置してほしいのです。これならば、われわれの地域だけではなく、吉備、金屋、湯浅、広川や有田市での映りの悪い地域でもカバーできると思っています。

今後、広域行政の一環として、町、県、放送局一体となって、われわれの長年の願いを聞いていただきたく、陳情するものです。参考に、庄一地区269世帯に対して映りの悪い世帯20軒、畑浦地区46軒に対し映りの悪い世帯10軒、西丹生図62軒に対し映りの悪い世帯40軒、北筋213軒に対し映りの悪い世帯35軒、高瀬121世帯に対し映りの悪い世帯20軒、植野106軒に対し映りの悪い世帯20軒、奥111軒に対し映りの悪い世帯15軒、ということで計7地区で928軒に対し映りの悪い世帯160軒17%の家庭がテレビの映りが悪いということで何十年間も悩んできました。

ということで、質問させていただきましたことに対して、町長からの答弁は、テレビの映りの悪いところ、実は私も北筋に住んでいながら去年佐々木先生にご指摘いただくまで、町内にこんなにテレビの映りの悪いところ、しかも北筋みたいな平野で映りの悪いところがあるということは全く存じ上げませんでした。その後何もしていないということはないに、企画の方とも相談し、和歌山テレビの方も呼んで、またNHKの方にもご相談をして、今後、順次やっていきたいと思っております。このことについては、後で企画室長の方から詳しくご報告をさせていただきたいと思っております。

ということで、企画室長は、このように言っています。

先程の町長の説明に補足させていただきます。テレビ難視聴対策ということですが、少しテレビ放送の形態について、お話ししたいと思っております。というようなこ

とで、ずうっと言われてるんですけども、まあ全般的にアナログテレビまたはデジタル放送がこうだということの説明に終わっております。

それで、私が第2回の質問として、私たちの言いたいのは、陳情書を出して、その後1年間、特に目立った動きがないから、今日は質問させていただいているわけで、納得できる回答をしてくれなければ、回答にはなりません。今日は一般的な理論を聞いているわけではございませんので、今後具体的な解決方向に向かっていただけるのか、その点もう一度お聞きしたいということで町長へ再質問をさせていただいています。

それに対して町長は、いろいろ方策がありますけども、ただ千葉山のところへ今すぐ中継所を建てるということは、大変なお金も要りますし、もちろん町単独では不可能です。ただ、いろんな方法で国の補助金のつくようなやつもあると思いますので、共聴で個人的にもある程度負担をしていただいて、その中の町が何割かやれというのであれば、また考えさせていただきますけども、共聴については、国の補助金の制度もあると聞いております。そして、また今後そういう見えにくい地域の方々とも相談をして、この問題に取り組んでいきたいと考えております、という町長の回答でございます。

それに対して私は3度目の質問として、私たちは決して無理な要望を言っているわけではございません。デジタル化へ移行する時点で、優先的にこの問題を解決してほしいのです。行動なくして結果は出てきませんので、ひとつよろしく願いしておきます。また、機会あれば、後日この件について質問させていただきますので、ひとつよろしく願いしておきます、ということで前回はこういうふうに質問させていただき、町長の答えが来ております。

そこで、平成14年9月13日、テレビ和歌山の技術局長や部長並びに技術者の方々が、町立ち会いの上で、測定器を持って調べたのですが、そのときの話として、デジタルになれば、今のこの電波であれば多分映ると思うが、その時点にならないと今は何とも言えないというのが答えでした。ここの役場も、普通では映りが悪いのですが、この裏山の中腹に受信設備をしているからこそきれいに映るのであって、これは役場であればこそ、このようなことをできるのであって、個人ではこんな設備はできません。その後、吉備地区の難視聴地域も徳田、明王寺、小島の一部もあると聞いています。デジタル化になれば、映れば何も問題はないのですが、有田地域へテレビ塔ができて、もう既にちょうど今年で33年たっております。映りの悪い中、辛抱してきた上で、デジタル化になって、そして映らなくなる。映らなければ、個人でケーブルテレビでも引けばよいという問題ではないと私は思います。そもそもテレビ塔の設置場所が、これはテレビ局の言うことですよ、もう少しその当時考えておればこんなことにならなかったということも私は耳にしております。

今回、デジタル放送に対して、テレビ和歌山へ、県はもちろん当有田川町からも補

助金を出しております。

また、現在、有田川町では、吉備、金屋、清水で63施設で共同受信しております。これ共聴ですね。デジタル化になれば、この設備の改修も必要です。この問題も含めて今後どのように取り組んでいくのか、町長の答えを聞きたいと思います。

まず、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員にお答えをしたいと思います。

佐々木議員の質問の趣旨は十二分に承知しております。テレビ弱電対策につきましては、平成23年7月24日に地上デジタル化が完全に実施されると聞いております。また、この有田川町についても、19年度に開局をやって試験的に電波を流すと、そういうことになっています。議員おっしゃるとおり、デジタル化になれば、そういった難視聴地域については、全く映らなくなるか、より鮮明に映るか、どちらかだと聞いています。それで、こういった地域については、今後、19年にデジタルの電波が流れた時点で対応していきたいなと思っています。現在、有田川町に共聴の難視聴地域で、本当に映らないところ、実は64カ所ありまして、こういったところもデジタル化に対応しなければならないということで、もう既に対策の検討中でありまして。いろんな方法もあるんですけども、現在の共聴施設については、デジタルに対応して、多分移設または新設をしなければならないだろうなと思っています。

それから、もう1つの選択肢については、このデジタル対策もすべて解決できるブロードバンド、光ファイバーの整備も検討してるんですけども、これについては非常に問題点が多くて、もちろんこのテレビを引くについては、個人の負担も要りますし、第一、有田川町全域にこれを網羅しようとするのは、今4つの業者に見積もりをしましたところ、最低の業者でも12億円要ると。そのうち国の3分の1、今、和歌山県がこれについて進めてますので、県独自で1億円の補助金と、あとは過疎債とか、へん地債、合併特例債、これも併用できるというパターンが1つあります。

もう1つは、過疎債。これは、もう平成21年度までしか活用できませんけれども、これを活用してやる方法。非常に大きな町財政の負担も要るということで、今検討中でありまして。とにかく、19年度、デジタルの電波がこの有田で流れた時点で検討させていただきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

これは、まだ実際に電波を流しておりませんので、今の時点で私も、あくまで推測のことでございますけども。しかしまあ、何事でも一応用意して心構えをしておいて、

そして、それで対応すればいいと思います。町長もおっしゃったとおり、来年電波を流して、恐らくこれは流れると思います、その時点で映らなければ映るような方法。それと同時に、私は今吉備のことを言いましたけども、今現在のその63施設の共聴、これはかなりの戸数が加入しております。この今の設備を変えないことには映らなくなります。その費用等もどうするのかということも問題になってこようかと思います。

それで、私なりにはいろいろ考えていたんですけども。まず、今、ブロードバンド、光ファイバーということもあるんですけども。特に吉備地区におきましたら、一番遠い千葉山の頂上へアンテナを立てた場合は、海南や向こうの方へ流れるので、その当時はアナログだったらだめだと。それで、賢の上か船坂の上の方へ小さなアンテナを立てれば、この金屋の吉原から始まってずうっと今度は川北に、ちょっとアンテナを向ければ、糸我の筋まで全部入るといこと。その当時に、いろいろ町の持ち出し金で5,000～6,000万円ぐらいあったら何とか小さいのができるということ。それと同時に、そのときの一番ネックとなっていたのは、テレビ局のチャンネルが取れないこと。例えば、33チャンネルとかいろいろありますね、和歌山テレビとか。このチャンネルが混線して。だから今ノイズが入って接近してきますと、33と34とであれば、こういうふうに接近してきて網の目になって映らないということで、全国的に飽和状態になってしまって、もうテレビの中継所を新たに建てられないということで、このデジタル化になったわけですね。デジタルになれば、和歌山テレビであれば、もう和歌山県下は同じチャンネルでいけます。携帯電話といっしょで、拾いやすいところから電波は拾いますので、もうチャンネルは1個です。ということで、非常にチャンネル数が空いてくるというようなことで、思いきって国もそういうふうにしたんだと思いますけども。そのように、12億円かけて光ファイバーでどうかという話もあります。これは、それもできれば、ただテレビだけじゃなしにほかの情報も見られることであるし、それも検討課題としてやっていただきたいんですけども。まあ、小さなテレビをつくるか、そして仮に光ファイバーをひくとなっても、個人負担はどうかということ。私は最後のあれとして、これを真剣に考えていただきたいということなんですけども。住民福祉から見れば、今のテレビは、ただ娯楽だけではありません。日常生活の情報の一環として、これはもう欠かすことのできないことだと思います。町民が地域に関係なく平等で公平に生活できるように、この問題の解決策を今から真剣に考えていただきたいと思います。世の中何でも、これは共通して言えることなんですけども、その当事者でないとその辛さがわかりません。今まで33年間、映りの悪い、ろくすっぽ見えないそういうテレビを毎日この方々が見てきたわけです。どうか、住民の立場になって、取り組んでほしいと思います。この問題を今後、解決するまで、私は議員である限りは、また質問させていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

いずれにしても、19年度で流れれば、佐々木さんのところのテレビはまったく映らないか、また鮮明に映るかははっきりしますので、そのときのことも踏まえて、今から十二分に対応を練っていきたいと思います。

また、テレビのアンテナをたてなければいけないのであれば、有田川町だけでは多分いかないと思います。有田市についてもそういう地域、あるいは広川についても、湯浅についても、必ずあると思いますので、そこら辺も一度、今度は広域で取り組んでいきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

町長のいい答えを聞きましたので、これで私も、仮に映らなくても、みんなが安心できる生活ができると信じておりますので、今後どうぞよろしく願いしておきます。これで私の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

以上で佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後の再開は、1時30分からでございます。

~~~~~

休憩 11時22分

再開 13時27分

~~~~~

…………… 通告順4番 21番（中✓正門） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、21番、中✓正門君の一般質問を許可いたします。

○21番（中✓正門）

議長のお許しが出ましたので、一般質問を行わせていただきます。

今回の知事選挙において、ふるさとをもう一度元気にしようというスローガンで仁坂知事が誕生いたしました。たいへん、おめでとうございます。改めて、お祝い申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

若者の定住についてを最初にさせていただきます。

若者の働き場所の提供については、18年度6月の肉付け補正予算で、やる気のある若い農業後継者への施設園芸用のハウスの補助金等、積極的に定住促進の事業に対

応していただきました。少子高齢化社会の中で、さらに若者の定住を促進するには、ぜひ企業誘致の作業を進めていただきたいと思います。この件については、行政と企業との交渉をまとめるには、99%あらゆる条件が決定しなければ公表してはいけないのが常識と聞いていますので、誘致については、全力を挙げて慎重に取り組んでいただきたいと思います。

次に、安心・安全、子育て支援について。

この件については、関係するボランティアの方々のご尽力に心から敬意を表したいと思います。少子高齢化時代に、若者の負担をできるだけ軽減するために、働けるときは働こうというスローガンのもとに、有田川町シルバー人材センターを設立し、その後、学童保育や幼児保育の事業を始めてくれていますので、福祉課の方から状況についてお聞かせ願いたいと思います。

私の心配していることは、ボランティアの方々の中には、高齢の方もあり、相当体力的にも無理をなさっているような感じを持っています。できるだけ長く続けていただける態勢と環境を講じるべきではないでしょうか。

子育て支援、障害者自立支援については、地域の方々、行政の作業等、三位一体となり、たいへんよくがんばってくれていますが、社会的にも弱者の方々には、待たなしの対応が必要だと思います。さらなる努力をお願い申しあげたいと思います。

続いて、都市計画についてお尋ねいたします。

藤並駅周辺整備については、都市基盤整備のインフラができあがりつつある中で、わが有田川町は中小企業が100%の町であります。現況の経済界の活性化、支援策の整備、ゼロ金利解消時代によつての資金繰り等、活力支援充実により中小企業の育成が不可欠であります。新町になって、合併してよかったと言える町をめざすために、また地域住民のためにも、商工会の合併を願っているものであります。有田川町が発足して旧3町の商工会がばらばらでは、行政として、商工関係団体の支援に、またイノベーションの対応ができるか、また会員の生存をかけた中小企業の闘い、生存をかけた中小企業のいろいろな面でも、和歌山産業イノベーション構想の中で、消費者はますます多様化し、複雑化しており、戦略的に販売、販路の開拓が求められているわけであります。プライマバランスが取れなくなるばかりでなく、著しく地域格差が生じてくることを危惧する。さらに、指定管理者制度の運用など、行政と産業、官と民が一体となって、新しい美しいまちづくりを進めるため、担当課のなすべき作業はいかなるものか、お伺いいたします。

続いて、道路関係でございます。本当に、旧金屋町の道路関係については、出口があつて入口がないとか、入口があつて出口がない、そういうような地域住民のご理解をいただけないことは、たいへん残念なことでございます。高いところでございますけれども、さらなる町長のご尽力を、どうかよろしく申し上げます。

それと、町長さんもよく御存じだと思いますけれども、480号の高野バイパスでござ

います。有田の谷に大型バスを乗り入れる、そういうことを8年前から有田郡市で取り組んでございます。そして今、高野町にある世界遺産のおかげで、150万人の観光客のうちに1割来てくれて15万人、経済効果15億円とも言われています。そうしたことを町長もいつも言われておられますが、1日も早くというよりも、あるこの間の会でJRの和歌山の支社長さんがおっしゃることには、今、和歌山県の代議士が、何十年に1人しか出ない立派な代議士がいてる。和歌山の勝負は今年から3年やと言った言葉を印象的に思っています。どうか、町長さん、3年の間に実現をしていただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、産業振興についてお尋ねいたします。

産業振興について。農林業の低迷が、今私たちの大きな課題となって、過疎地域の活性化を議会でも論議をしているところであります。私なりに、過去、現在を考えるとき、すべての人間として、生きるときは、良いときは感謝がなし、悪いときには反省なし、苦労人はその経験を生かして成功していると思います。有田川町が誕生して1年、いろいろなことを教えられ、学び、体験させていただきました。この1年を振り返っただけでも、合併してよかったなあ、そういうような感じを私は抱いています。

みかん農家は、今年久しぶりに高値で販売が終わろうとしています。その大きな原因として、JAありだの大きな組織の中で、個性化商品の激しい組合員同士の競争の中で、生き残りをかけた結果が有田みかんののれんを守ったことと思います。恐らく、2年続けて有田みかんが日本のブランドとして通ることになるでしょう。そして、豊作が予想される来年度につながることは、まず間違いないと私は思っています。

林業も同じことではないでしょうか。希望と期待を持って、有田川町に参加した有田川町民が、有田川町森林組合に一本化して、生き残りをかけて、先人たちが苦労してつくってくれた木材センターがフル回転するようになれば、林業も光が見えてくると思います。たいへん失礼な、勝手なことばかり申し上げましたが、農林業が新しい時代に生き残れる施策を、町長のご所見を承りたいと思います。

続いて、明恵峡温泉の経営についてをお尋ねいたします。

明恵峡温泉の建設は、住民の福祉と地域の雇用促進が主な目的でありました。当時、1日300人の入浴者を想定して建設されたと思います。開業時は予想を大きく上回る大盛況で、オープンしてから5年目に入っていますが、今年度の決算では、赤字決算になるような話を聞かされます。

来年度の予算について聞きたいと思います。基金の積み立ての範囲内の切り崩しで来年度の予算が組めるのかどうか、お伺いします。決算報告のときには、できるだけ今の状態を続けてほしいと思いますが、さらに岩盤浴の営業を始めていることも承知しています。お客様の評判はどうか、伺いたいと思います。時代の変化がめまぐるしく、見えない時代であります。2年赤字が続くことがあれば、指定管理者制度の導入も視野に入れるか、イノベーションができあがっているのか、お聞きしたいと思いま

す。

続いて最後に、機構改革についてお尋ねいたします。

この件については、機構改革のプロジェクトチームをつくって審議されると聞かされていますので、機構改革については、クレームをつける理由はありませんが、住民サービスが低下するようなことは許されません。どんなに立派な改正であっても、行政マンの資質の向上が先決であると思います。県下でも、田辺市が毎月のように小さな人事異動をしていると聞いています。小さな異動であっても、田辺市もたいへん面積の広い市でございますので、人材の広い見識と適材適所を執行部として模索しているのではないかと私は思います。わが有田川町も、面積も人口も町としては全国で1、2を争う大きな町であります。住民福祉向上と気持ちよい美しいサービスを期待したいと思っています。先ほどの同僚議員の質問にも、執行部の答弁として給料を下げるような答弁をされていましたが、私は、給料に見合う仕事をしたら、何でも町長の給料を下げる必要はないと思っています。ただのパフォーマンスだけに過ぎないと思いますので、給料を下げるよりも、まずしっかり仕事をしていただいたら、町民の期待にこたえられると思います。その点もあわせてお答えを願ひまして、第1回の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

中✓議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、若者の定住につながる働き場所の提供ということです。

もちろん、農業に対しても、まじめにやっている方については、今回も18年度は、地域づくりの補助金として少しばかりでありますけれども出させていただいております。今後も、そういったやる気のある若者については、また4Hクラブ等とも話し合いを持ちながら、できるだけの施策を講じていきたいと思ひます。

また、企業誘致についても、先ほどもお答えしたとおり、なかなかこの地方に来てくれる企業が今のところないということです。今、ある1社とは継続的に交渉中でありますけれども、これも確たる返事をいただけない状態であります。できるだけ今後、企業誘致についても積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

それから、コスモス作業所と学童保育のその後の状況はということでございます。コスモス作業所では、3障害対応の受け入れを行ってまして、現在19名の方が通所による作業を行っています。職員は、パートを含め8人体制で運営をしております。

また、コスモス作業所の学童保育については、たちばな養護学校の有田川地域の生徒を放課後に何とかして見てほしいということでありまして、実はこのことについても、いろんな協議をいたしてまいりました。その中で、やっぱり今回、中学生3名と高校生5名を養護学校があけた後6時頃まで見てほしいということで、検討をさせて

いただきました。そのかわり、来ていただくには、やっぱり指導員というのを雇わなくてはならないということで、若干、指導員の確保に時間がかかりましたが、やっと指導員対応の目途もたちましたので、このコスモス作業所の学童保育については、もう近日中に始められると思っています。

それからもう1つ、学童保育。これは、シルバー人材センターが金屋地域において今年から取り組んでくれております。乳幼児の一時預かり、小さな子供たちを育てるお母さん方にとってはたいへん好評で、今、2名の赤ちゃんも預かってます。このように核家族や共稼ぎの方の子育てのお手伝いをするため、シルバー人材センターでは、今までに積み重ねた豊富な経験を生かし、子育てのお手伝いをさせていただきたいと思います。

それからもう1つ、コスモス作業所。これは、もう皆さん方も多分ご利用いただけたかと思うんですけども、ボランティアによる喫茶店もずっと10時から4時まで営業しています。いろんな方々に来ていただいて、もちろん、ここに働く従業員の方については、午前、午後に分かれてボランティアでやってくれてまして、若干ですけども、ある程度のコスモスの経費といいますか、利益が生み出せているん違うかなと考えてます。

それから、商工会の合併のことも言われてますけれども、合併当初は、何とか20年度までに旧3町の商工会を合併しようという計画になってまして、先日も、それに向けた役員会を開いたと聞いてます。私の方も、できるだけ早く商工会も合併してほしいということを旧3町の商工会長さんにも申し上げてまして、恐らく20年度までには、合併をしてくれるん違うかなと思っています。

それから、藤並駅周辺の整備についてでありますけれども、間もなく工事にかかる手はずになってます。まず初めに仮設の跨線橋を建設して、それから新しい駅舎の建築にかかる予定であります。恐らく、この藤並駅は、今後、有田の中心となる駅になると思います。それと同時に、高野山へ480号をつたって行くルートが、中紀においてはこの480号しかありませんので、これも全力をあげて取り組んでいきたいなと思っています。

それから国道についてであります。

わが町には480号と424号が通ってます。このいずれも、わが町にとっては非常に大事な道路だと心得てます。特に424号につきましては、東南海・南海地震が近く起こると言われてる中で、中部と県北部をつなぐ最も重要な道路だと思っています。旧金屋から日高郡にかけての整備は着々と進んでいますけれども、そこから北については、なかなか進まない状況であります。その中で、小川バイパスについては、若干用地に問題があると聞いてますので、議員さんも地元でありますので、用地確保に全力でご協力を賜ることをお願いをしておきたいなと思います。

それから、県道有田川海南線についてであります。

ここに早くトンネルを抜こうということで一生懸命がんばってまして、18年度に初めて、県が海南市にこのトンネルを抜くべく調査費1,000万円をつけていただきました。これもできるだけ早く何年度に着手できるというところまでつめていただけるように、今、国の方にも陳情をしている最中であります。トンネルの位置とコースについては、先の産業建設常任委員会において、下六川から抜いたらどうなど。ここから抜くと海南まで距離にして6キロメートル余りあります。それで、これは有田川町だけで済む問題でもありませんので、ルートについては、今度海南市と十二分に協議を重ねながら、とにかく早く着手していただけるように、努力をしまいたいと思います。

それから明恵峡温泉の経営改善についてであります。

平成14年の10月にオープンして以来、入場者は77万人を現在超えていると聞いています。1日平均530人であります。しかし、18年度においても400人に落ちてきています。今年の4月にリニューアルオープンしましたが、岩出の方にまた新しく温泉ができたということで、向こうから来ていただいていたお客さんについては、若干そちらの方に取られてるんかなという感じであります。そのために今度は、結構人気があります岩盤浴の機械を5台取り入れて、今かかったところであります。この今までの実績、あるいは町民の評価、お客さんの評価については、後で産業課長の方から報告をさせたいと思います。この温泉は今トントンでありますけれども、今後さらに温泉客が減少するん違うかなということが考えられますので、支配人を筆頭に一生懸命いろんな営業をかけて、これからもがんばっていかねばいけないと思っております。その中で、小学生あるいは中学生の絵画の展示をやったり、できるだけ多くの方々にあそこをご利用いただけるような方向でやっていきたいと思っております。食堂についても、今後、民営化にするのがいいのか、あるいはどんなにしたらいいのか、今後つめていきたいなと思っております。

それから、機構改革の計画と進捗状況であります。

現在、多くの事務事業については、吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局の3カ所それぞれで同様に取り扱う課が存在しています。今回の機構改革では、まず吉備庁舎と金屋庁舎に存在する類似課をいずれか一方に統合をさせていただきたいと思っております。例えば、住民課や税務課、建設課は吉備庁舎に統合し、吉備庁舎に存在する総合業務課は廃止します。ただし、住民、税務、福祉などの住民利用度の高い窓口業務については、町民にご迷惑のかからないように、廃止することができませんので、庁舎間で補完する業務については、それぞれ担当する職員を配置をして万全の態勢をつくっていききたいと思っております。つまり、吉備庁舎では住民課が福祉、産業、教育の窓口業務を担当し、金屋庁舎では総合業務課が住民、税務などの窓口業務を担当するようになっています。現在、わが町には最小3名から最大32名までの合計36課がありますがけれども、今回の見直しにより合計25の課に設定をしたいと思っております。また、一部の課

の中に特定事務を行う室を設けます。例えば、行財政改革推進室、人権政策室等でございます。

次に、特色ある組織づくりについてであります。

3町合併後1年近くが経過しましたが、財政状況の悪化は本当に深刻であります。財政の健全化に向け、現状の行財政基盤を見直し財政健全化、行政改革を推し進める行財政推進室を総務課内に設置することにします。また、現在事務の混乱を招いている吉備庁舎、金屋庁舎の公共土木、農林土木について、吉備庁舎の建設課に統合したいと思います。現在、金屋庁舎福祉課内にある環境係を独立させ、新たに環境衛生課を設けたいと思っております。清水行政局のあり方については、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。ただし、職員数が3名である清水行政局の税務課については、住民環境課に吸収をさせていきたいと思っております。

今後、細部については、修正を加えていかなければいけないことがたくさんありますけれども、平成19年の4月より新体制へ移行できるように、進めてまいりたく思っております。

その後、公共下水終末処理場や吉備地区の地籍調査が完了する2年後を目途に行財政改革の中でさらに検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

21番、中君。

○21番（中君）

すみません。産業振興計画についての答弁をいただけてないんですけど。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

答弁もれがあったようです。

農林業については、先ほど申し上げあげたとおり、これからやる気のある方たちには、相談しながら、いろんな補助金を出していきたいと思っております。

また、低迷する林業についても、何とか方法を見出して、特に木材加工センターも立派にできてますので、ここらへも民間の力をどんどんと、協力依頼をしながら、林業の振興に努めていきたいと思っております。ただ、日本の森林というのは、国土の約72%ぐらいあるん違うかなということで、今の地球温暖化の問題にしても、今後、非常に大事な問題でありまして、どうしても、これは1町単独で大きく取り組むことができないと思います。

先月の東京の会議においても、今度新しく環境森林税を創設しようということでした。これは、もう前々からそういう会議を立ち上げていたんですけども、今度、参議院議員の議員会長であります青木幹雄さん、この方がキャップになって、新しい環境森林税を創設しようということでした。立ち上げたところでありまして、こういった町の力だ

けではなしに、日本国土全体の73%もある森林については、やっぱり日本国全体で今後守り育てていくような事業に取り組まなければならないと思います。

とにかく、有田川町においては、木材加工センターにも今のスタッフだけじゃなしに、まだまだ材木について詳しい方がたくさん木協の中にもありますので、そういう方々にも配備をいただいて、スムーズに利益の上げられるような運営に向け、努力をしていきたいなと思ってます。ある方とも、この間話させてもらったんですけども、あの施設は、やり方によれば必ず黒字が出ると力強いご助言もいただいておりますので、そういう方と今の森林組合の理事さんとも近々会合を開く予定にしています。とにかく、林業の振興というものがわが町にとりましては非常に大事な面でありますので、今後、間伐材の利用も含めて、一生懸命に取り組んでいきたいと思ってます。

それから、森林組合についてであります。

現在、わが町には金屋地域と清水地域があります。実は、国の方でも森林組合をまとめるという計画でありまして、そうすれば当然わが町も最高1つということになります。これも早く統合できるように、今後、両森林組合とも会合を重ねていきたいと思ってます。

○議長（亀井次男）

21番、中君。

○21番（中君）

再質問はありません。

○議長（亀井次男）

以上で中君の一般質問を終わります。

…………… 通告順5番 12番（森本 明） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、12番、森本明君の一般質問を許可いたします。

○12番（森本 明）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、指定管理者制度の検証について、本年9月から実施された本制度の今後の取り組みが進んでいるのか、お聞かせ願いたい。

初めに、この制度について、私なりに感じたことを若干述べさせていただきます。

17施設を指定管理したのですが、財政的に見て好ましい状況のところは、わずかしは見受けられず、ほとんどのところは、今後もたいへんな厳しい道を歩むように見受けられますが、5年間の基本協定を結び、終わった時点で債務が残ったら、どのように処理するのか、明記されておられず、甲乙協議して決めるとなっているが、町の負担にならなければよいが、どう考えても甲が負担することになると思われるので、心配をしています。ほかにいい方法があるか、お聞かせ願いたい。

そこで、たいへん恐縮ですが、収支のバランスの悪いところを検証させていただきます。

有田川町ふるさと開発公社の各施設は、平成3年頃から順次オープンし、数年間はおいしい状態で町にも6,000万強の繰り入れを行い、まちおこしも一定の成果をおさめ潤っていたわけで、私の町の者は、「金屋はあかん、清水はえらい」とうらやましがったものでございます。その後、バブルがはじけ、時代の流れの中ですべてを失いつつあり、平成3年度から平成17年度末までの累積利益はマイナス約1億4,400万円にのぼっている。旧清水町が若者の定住促進や地域活性化のためにと、今までに運用財産として1億6,000万円を投じてきたことから、平成17年度末現在におけるふるさと開発公社の借入金はずゼロで、基本財産の4,000万円を除いて現金と普通預金の合計額は2,000万円であると聞いております。これからも町からの補助金として年間1,600万円の指定管理料を支払い続けるものと考えますが、いかに地域の活性化のためとはいえ、漫然と出し続けても、今のままであれば年間2,200～2,300万円の赤字を余儀なくされ、近いうちに運営は立ち行かなくなるものと思われます。今、全国地方公共団体のほとんどが三位一体改革のあおりを受け、第2の夕張市の予備軍となりつつあり、本町財政も非常に苦しく、日々の会計処理も目的金の振りかえ運用でまかなっているような状況で、一般会計で見えないところでの債務はボディブローのように効いてくるわけであるように思われますので、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

ところで、各施設の運営方針等に関わる事柄について、指定管理施設管理業務審査委員会を設置し、改善等を行うと説明を受けているが、その後設置されているのか。設置されているのであれば、その状況を詳しく説明していただきたい。

そこで、私なりに考えたことですが、本町に3つの温泉がございます。1つの二川温泉施設を認知症対応型共同生活、いわゆるグループホームにしてはどうかと考えます。道を挟んで特別養護老人ホーム一恵会、高齢者福祉センターがあり、この地域を高齢者に優しいやさしのゾーンにしてはどうかと考えます。

ふるさとふれあいの丘については、ドームの完成でお客さんも増えているようですので、将来期待が持てると思われます。しかしながら、経費のかかる食堂は民間委託にしてはどうでしょうか、研究してください。先日、経済クラブの講演会でJR和歌山の支社長のお話の中で、急行をとめるためには観光文化遺産も大事な要素であるとのお話がありました。有田川町全体の観光資源の活用、とりわけ清水地域の観光レジャー施設が重要な役割を担うものと考えますので、この際、少しの財貨を費やしてでも専門家に委ね、一体的な観光施設が望ましいのではないのでしょうか。そうして、そのプランに基づいて、指定管理施設管理業務審査委員会等の助言、指導を仰ぎながら、思い切った改革を早期に推し進める以外に有田川町ふるさと開発公社のせっぱ詰まった状況の打開と、せっかくある貴重な公の施設を有効に生かしていく方法がないと思

いますが、いかがなものございでしょうか。ご答弁をいただきたいものと思います。どうも、ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

森本議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

ご承知のとおり、今度、17の施設について、指定管理者制度の導入をさせていただきました。この施設については、もともと地域の振興策ということで、雇用対策も兼ねて建設された施設ばかりであります。二川温泉、清水温泉にしても、当初は非常に好成績をおさめて、近年ここへ来て、非常に苦しい経営に陥っているところがたくさんあります。それで、毎年毎年、その経営状況を精査しながら、5年という長い期間じゃなしに、単年度でいろんな精査をしていきたいと思っております。その中で生じた債務というのがあれば、その債務について住民がご理解をいただけるなら、やっぱり補填をしていかなければいけないのかなという考えであります。

それから、ふるさと開発公社の運営改善についてであります。ご承知のとおり、ふるさと開発公社ができた当時は、清水温泉、二川温泉、非常に入り込み客も多くて、その当時約7,000万円を町に還元し、入湯税も平成17年度までで累計2億1,000万円を町の方に納入をしております。これは、町の一般財源として、すでに使っておりますけれども、そういう時期もありました。

ここへ来て、ふるさと開発公社の営業というのは、たいへん不振をしているわけにありますけれども、私は、やり方によっては、そんなに赤字を出さなくて済むと思っております。議員ご指摘のとおり、清水には非常に豊かな自然であったり、文化やいろんな遺跡もたくさんあります。そういったものを生かしながら、この経営をやっていけば、そんなに赤字を出さなくても済むん違うかなと思っております。今まで町の補助金を当てに、あまりにも楽観的な経営をしていた面もありました。先日も、理事長ともいろんな話をして、もう少し営業努力をやったらどうですかという話をさせていただきました。暇なときには食堂の従業員を営業へまわすとか、やっとなんか努力を始めた最中でありまして、そうして、努力をしても、なおかつどうしようもないというような施設については、民間に委託をするのか、恐らく民間もそんなに引き受けてくれないと思っておりますけれども、民間に委託をするのか、あるいはもう閉鎖をせざるを得ない施設も今後出てくると思っております。それで、そういうことにならないように今後ともしっかりといろんな営業努力をやっていただくように、これから指導していきたいと思っております。

それから、指定管理者の会でありますけれども。これは、先日、委員については、一般の方々から6名と、町議会から産業建設常任委員長、それから町部局から助役ほか5名、12名で構成をしております。先日もこの委員さんに第1回目の会合を開い

ていただいて、各指定管理をしている17のすべての代表者の方にお出でをいただいて、経営報告なり、今度の経営方針なりを聞いてくれたように聞いてます。その中でも、たいへん厳しい助言もあったと聞いております。それで、今後この委員さん方にフルにご活躍を願って、各指定管理者の経営については、細かくチェック、指導をしていただくようにしたいと思います。

次に、二川温泉の施設をグループホームにしたかどうかということであります。これは、補助事業で建った建物でありまして、ほかの施設に転換するという事になれば、恐らく補助金を返さなくてはならないような状況も生まれると思いますので、今後勉強をさせていただきたいと思います。ただ、グループホームとかそういう施設については、規制はないんですけれども、町で勝手に増やすというわけにはいきません。ある程度、県下において何カ所という割り当てがあります。それで、今年も有田川町から1カ所増設の、これはグループホームとは違いますけれども、特養の30床増設の依頼がありましたので、それについては、有田川町から申請をしたいと思います。けれども、この施設についても、今年、有田市で1件、県の方で認めてもらってますので、2年間は恐らくこの有田郡内では建設を認めてくれないと思います。そういう状況にありますので、このことについても、今後の取り組みとさせていただきたいと思います。

それから、観光についてであります。朝の答弁でもさせていただいたように、本当に大きな目的といいますか、大きな視野に立った中で、観光を進めていかないと、点在する観光をどのようにつないでいったらいいのかとか、いろんな問題もありますので。例えば、今、点在する観光地、日帰りのコースであったり、宿泊できるようなコースであったり、いろんなルートをつくって、やっていきたいと思っております。このことについては、専門家の方々にも入っていただいて、現在、有田川町の観光マップというものも作成中でありましてけれども、もっとそれにかわる具体化できるような観光の様式を今後募集していきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

12番、森本君。

○12番（森本 明）

今、1点だけ答弁もれがあったんですけど。ふれあいの丘の食堂の民間活力の件、これはもう結構ですけど、一生懸命やってもらったらいいなやけど。

それと、町長の言葉では、やり方によっては収支のバランスがとれると、力強い言葉いただいたんですけど。明日の日から陣頭指揮で、収支のバランスがとれるような改善策を打ち出していただかないと、あんまり生ぬるいことばかり言うてもらったって、耳あたりがいいばかりでも、何にも実も残らないので、ひとつ要望しておきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ふれあいの丘の食堂については、夏場の間は結構、はやっています。ただ、その蓄えを冬の間にかけて、なおかつ赤字になるというような体質の食堂でありまして、今後、その冬の間には職員をどのように活用するのか、あるいは民間委託も含めて、今後検討していきたいと思っております。

経営努力によれば、そんなに不可能ではないと申し上げました。非常に難しい問題でありますけれども、一生懸命にやれば、本当に自分たちの施設であるという意識の中でやってもらえれば、まだまだ改善できる余地があると思っております。19年度の1年間、またしっかりと指導と見守りながら、がんばっていただけるようにしたいと思います。

○議長（亀井次男）

以上で森本君の質問を終わります。

…………… 通告順6番 8番（岡 省吾） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、8番、岡省吾君の一般質問を許可いたします。

○8番（岡 省吾）

皆さん、こんにちは。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより8番議員、一般質問を始めさせていただきます。

今回私は、地域の消防団活動ということで、質問をさせていただきます。

現在、有田川町の消防団員数は、吉備支団で253名、金屋支団で378名、清水支団で376名の計997名の方々に構成され、皆さん仕事でお忙しい傍ら、日夜、町民皆さまの生命、財産を守るため、活動いただいております。

火災が発生いたしますと、消防隊員が現場に到着するまでの間、消防団による迅速な初期消火は、早期の鎮火にたいへん大きな役割を果たしていることは申すまでもございません。今年1月1日に合併してから今日まで、建物、山林、車両またその他の火災を含め、約20件の火災で出動されておりますが、被害を最小限に食い止められているのも、これまた消防団のおかげであるというのも過言ではございません。

消防団は、平素より火災を未然に防ぐための啓発活動はもちろんのこと、特に吉備地区においては、毎日、各班が交代しながら学校の下校時に防犯パトロールも行われており、火災だけではなく、地域、子供たちの安全まで見守っていただいております。このように各支団の消防団は地域に密着した、まさに地域に欠かすことのできない非常に重要な団体であります。

そのように地域にとって大変重要な団体であります。合併で有田川町消防団と大

きくなり、構成人数も多くなったことで、さまざまな行事や活動が、いまだ統一しきれていない感も否めません。清水支団では年1回、11月の防火査察の際、防火水槽、消火栓の点検並びに地域の家庭を1軒ずつ回り、防火啓発チラシの配布と、家庭の消火器を点検しております。

消火器は、おおむね5年を経過すると、その性能、機能が低下するため、品質維持期限が過ぎている消火器については、強要や強制はできないながらも、要望があれば消火器を回収し、防火協会に詰め替えをしていただき、詰め替えられたものを再度お届けするということをしております。

聞くところによりますと、吉備支団や金屋支団では、各地域での防火訓練の際、消火器を持ち寄り点検することがあるみたいでございますけれども、一斉に全戸の消火器を点検することがなく、基本的には消火器の点検は自己管理ということであります。

しかし、現実として、自分の家の消火器を点検している家庭、品質維持期限を確認している家庭は実際にどれくらいおられるでしょうか。よもすれば、品質維持期限をとうに過ぎた用のなさない消火器が置かれているのではないかと。法では、消火器の設置を義務付けてはいないということですが、消火器自体、お持ちになられていないご家庭も数多くあるのではないかと心配する次第でございます。

仮に心配していることが現実としてあるならば、当然よもや火災の場合における家庭での初期消火に対しては、全く対処できません。

全消防団員挙げての全戸一斉の消火器点検は、広大な町の面積、また戸数も相当多いことから、たいへん大きな労力を要しますが、非常に重要であると考えます。

消火器の点検は、先にも触れましたが、家主に対して強要や強制はできませんが、全消防団員挙げての全戸一斉の消火器点検をお願いできないものか。それが困難であれば、何らかの対応はできないかと思うわけであります。

この点について、町長はどのようにお考えであるかお聞きいたします。

また、平成23年5月31日を期限に、各家庭へ火災報知器の設置を義務付けるという消防法が、これには罰則はないということですが改正され、現在、新築されておられる家で今年6月1日以降に完成されたお宅は火災報知器を常設されております。

このことについては、広く町広報にて各家庭に配布されていますが、この法改正の期限がまだまだ先ということもあり、町民皆さまに周知いただくことは、なかなか難しいのではないかと思います。

今後これから、この火災報知器を高い値段で訪問販売する業者が出てこないか。また、火災報知器を設置していなかったために、火災時、保険が適用されないというようなことが起こらないか等、心配をいたします。

トラブルを招かないために町、消防署を中心にしながらも、消防団にご尽力をいただいて、十分に住民皆さんにご説明されたいと思いますが、今後どうされていくか。

そしてもう1点、防災無線の件であります。

合併に伴い旧町の境目、いわゆる旧清水町と旧金屋町、旧金屋町と旧吉備町といった境目にある在所の消防団は、火災時には相互に連携をとり、協力態勢をとるということになっております。

私の住む栗生地区も旧清水町の端でありますので、隣の岩野河地区とで、どちらかの区で火災が発生したとなれば、すばやく消火活動に出動するということになります。

しかしながら、防災無線が統一されていないため、例えば岩野河で起こった火災を知らせるサイレンは、栗生地区には全く聞こえません。また、隣の地域で起こった火災の連絡は、協力態勢をとる区に分団長に電話で連絡するというのが現状であります。これでは、団員に連絡をとることに時間をとられてしまい、連絡が済み次第、現場に急行してもほとんど何も消火活動ができません。1分1秒を争う火災現場において、このような時間ロスの影響は非常に大きいものであります。でありますから、防災無線を一刻も早く旧3町統一をお願いしたいわけであります。

以上、3点について長のお考えをお聞きいたします。

これで1度目の質問を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、消防団員については、本当に、日夜を問わず住民の生命、安全、財産の確保、それから子供の見回り等々、非常に幅広くご活躍をいただいております。心から敬意を評してお礼を申し上げるところでございます。

岡議員の質問の各家庭の消火器の点検でありますけれども、消火器については、有効期限が約5年とされています。その中で、お前の家は毎年やってるのかと言われれば、非常に恥ずかしいことですが、前に入れかえたのはいつかわからないものもあります。そういった中で、吉備地区においては、何カ所かの字で定期的に5年ごとに、消火器については、消防団員が回ってくれている字もあります。今後、このことについては、もう一度消防団長と話をさせていただいて、早急に消防団員がこのことに取り組んでいただけるように、お願いをしたいと思います。

それから、火災報知機であります。消防法というのが改正されまして、新しく建てる家については、平成18年の6月1日から、それから既存の住宅についても平成23年の5月31日までに設置しなければならないということになってます。こういう販売については、本当に議員さんご心配されております悪質な業者も、今までたびたび入ってまいりました。そういうことのないように、まず町民の皆さん方にパンフレットとか消防団、区長会等を通じて、制度の悪質な利用をされないようお願いをしていきたいと思っております。

聞くところによりますと、この火災報知機の取り付けも簡単だと聞いてますので、できれば消防団員の方々に、それぞれの地域でお願いをしたいなと思ってます。これは、1機約2,500～2,600円と聞いてますけれども、もうすでにこれ義務づけられてますので、必ず設置をしなければならないということで、恐らくご質問のとおり、これを設置しなければ火災保険がおりないとか、いろんな問題も今後生じてきますので、この期限内には、町民全戸にこれが取り付けられるように、今後、努力をしてみたいと思います。

それからもう1つ、防災無線であります。現在、清水地区と吉備地区については同じ機種種の防災無線で、金屋地区の防災無線は実は違うわけであります。それで、岩野河の地区へどちらかの防災無線をもう1個スピーカーをつけたら、うまいこと聞こえるのか、今後検証させていただきたいと思います。この1年間については、今使ってるのがアナログ式の防災無線でありまして、これも28年の5月31日までにデジタル化になるということで、統合については、その時点で考えていきたいと思ってます。以上です。

○議長（亀井次男）

8番、岡君。

○8番（岡 省吾）

ありがとうございます。

消火器の件なんですけども。私の知り合いのご高齢の方も、防火協会で消火器を買った4,000円のものが、訪問販売で言葉巧みに2万5,000円ぐらいで買わされたということも現にあります。だから、点検等、基本的には自己管理といっても、一般家庭ではなかなかこういう意識について希薄であるというような感じがしますので、せっかく、たいへん意義のある防火査察という日がありますので、自動車での街頭の啓発のパトロールも重要だと思いますけども、消防団員が率先して、こういう啓発に当たられたいと、幹部会にもお願いをしていただきたいと思います。あと、地域地域によってすばらしい活動とか、いろいろやっていないこととかあると思いますので、各支団に吉備ではこういうことやってるよとか、金屋はこんなんやってるから見習わないかとかいうことを、またほかの支団へもお話いただいて、うちらでもやろうというような声があれば、またそれが地域の安全を守ることに繋がっていくのと違うかなと感じますので、そのように取り組まれていってもらえるように、またよろしく願いしておきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

火災においては、初期消火というのは本当に大事なことであります。そういった関係の中で、消火器の果たす役割というのは非常に大きいものがあります。それで、年

明け早々、各支団長に集まっていた機会がありますので、できれば一斉にやれないかということをお願いをしたいと思います。

○議長（亀井次男）

以上で岡君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時33分

再開 14時46分

~~~~~

…………… 通告順7番 9番（前〆利夫） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、9番、前〆利夫君の一般質問を許可いたします。

○9番（前〆利夫）

議長あてに提出している質問事項、財政問題については、特例債、実質公債費比率、地方交付税の問題、国と地方の税分配の問題、今、たいへん大きな論議を呼んでおる道路特定財源の問題でございます。同じく産業問題についても、5点を提示させていただいておりますが、その部分に入ってから申し上げたいと思います。

合併施行後、満1カ年が経過しようとしております。読売新聞社が10月1日現在、現存する全国1,817市町村、これは非合併も含みました数でございます、これを対象に実施したアンケートの集計結果が11月15日水曜日付けで発表されてました。そのうち、合併の決定期理由で重視したものを3つ選んでくださいという該当市町村に問うたところ、9問の設問に対し、1つ、「行財政基盤の強化」と答えたのは断トツの86.8%であります。2つ目に、「もともと同一の文化経済圏にある」が57.2%であります。そして、「合併特例法の優遇措置があるうちに合併した方が有利」と答えたのは47.5%となっております。後の質問の要になってくるので、ご質問いたす。当然ながら厳しい現今の財政状況を克服、活力に満ちた住民サービスの実現を期した願望が、この答えに出ていることは瞭然であります。お伺いします。当町は、どのような回答されたのですか。この際、説明をいただきたい。

合併に際しての新まちづくり計画の中で、主要事業費約329億円、これは11年間の予定でございます、これを見込み、道路整備公共施設等整備事業、これはハード面、及び地域振興基金造成事業、これはソフト面、に伴ういわゆる合併特例債事業は合計137億円、全体事業予定の41.64%を予定しています。一段と財政諸状況が厳しさを増す中で確保がきちっと果たされる見込みがあるのかどうか、率直にお答えください。さらに、本年度予算見込額として、歳入171億円、歳出169億円が

計画されていますが、特例債利用比率をどの程度見込んでいるのか、現況の段階でお答えください。

ここで私の質問事項にあげています、平成18年度に義務化されました、財政健全度を測る新指標としての実質公債費比率、すなわち一般会計から特別会計への繰出金、債務、公営企業等の借金も含める、従来の起債制限比率では、これらは除外されていたものでありますが、これの3年間の比率、今回は2003年から2005年の平均値18%を超えると起債、いわゆる借金に国の許可が必要となり、25%以上は自治体独自の一般単独事業の起債が制限されることとなります。私どもも本年10月、全員による合併先進地熊本県あさぎり町を研修してまいりました。そして、特例債の利用状況によると、実質公債費比率は15.4%の結果が出ているので、利用に慎重を期しているとの見解を示されました。当町の場合は16%とのこと、極めて猶予のない状況である。したがって、合併財政措置の目玉である特例債の利用に今後どう対応するのか、根性をすえた一層の改革を断行する必要性がさらに高まるものであり、この成否は合併の良否の判定事項となろうと思考する次第であります。執行部の見解を求めます。

さて、特例債の特色は、同法第11条による地方交付税の額の算定の特例適用であり、資金としての交付税の額を算定する場合、合併市町村については、地方財政法13条に定めるもののほか、市町村の合併に伴う臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、省令に定めるところにより基準財政需要額の数値を補正する。2項として、合併市町村の地方交付税の額は、合併が行われた日の属する年度、これに続く10年間。さらに状況により5年延長算定することが明記されており、2項の措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出する権限が保障されており、内閣はこれを受け取ったときは、その意見を添えて、遅滞なく国会に提出しなければならないと定められており、今後の経緯によっては、地方にとっては重要な条項となることを指摘しておきます。

質問3に提示している、地方財政を支え続けなければならない使命を有する当然地方交付税の問題でございます。地方交付税の簡素化方式が今大きな問題となっており、同法の根幹を揺るがしかねない事態が起こりつつあり、地域格差是正能力と保障能力を骨子とする、国民はすべて法の下で平等であるの原則が否定されかねない大問題をはらんでいると言わざるを得ないと存じます。その骨子は、人口と面積を基本として、算定の簡素化による方式と言われ、すでに自治機構、都道府県、市町村にもその方向性が総務省より通達されておると聞きおよびますが、その経緯をこの際、内容とともに説明されたいと存じます。なお、先の9月議会においても9番議員は、県の試算として、わが町の場合、5億円以上が減額されるとの観点に立ち質問させていただいたのでありますが、さらに厳しい状況と言われておりますが、的確にお答えください。

質問事項4に入ります。

国が地方交付税を削減するのであれば、地財法の趣旨からいって、当然他の財源を地方に譲渡するのは三位一体改革の土性骨であり、これが明確化されない限り、我々は断じて一方的地方交付税の削減は容認できるものでなく、このため、地方6団体は地域住民を代表代弁して、長年にわたり基本政策としての地方分権確立を要求。平成12年地方分権一括法として、600種目に近い国の地方に対しての委任事務のほとんどを地方で処理するための法的根拠としての地方自治法の大改正が行われ、施行されました。これを受け、三位一体改革を地方の分は地方自らが進めるため、地方6団体は新分権構想検討委員会、会長は自治学の権威であります東大教授の神野先生でございます、これを設立、本年3月30日、分権型社会実現に向け、地方交付税改革や地方税の充実等必要とする中間報告の骨子をまとめ、5月に中間報告がまとまっているが、まず、地方分権を推進する意義、国の責務と地方自治体の責務の明確化、この裏づけとしての地方税の充実強化について、その理由として、三位一体改革の第1期による税源移譲についても、いまだに地方の歳出規模と税収との間には大きな乖離が生じており、今後の福祉教育面等々での地方の役割の増大も踏まえた場合、一層の地方税財源の充実強化を図っていかなければならないと、基本的に考え方を示して、具体的に国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分を現在の4対6から5対5に、将来的には地方6、国4となるよう見直すことが必要と提示し、より具体的な方向性として、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、消費税と地方消費税の配分割合を現行の国4対地方1を、国2対地方5にする。個人住民税所得税をさらに3%上乘せし、所得税から住民税へ税源移譲する。さらに、地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方交付税はその本来の目的を損なわないために、地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。以上の要点になっているが、地方6団体の総意として、各々の自治体はこの論理にのっとり、執行機関、議決機関ともども研さんに励み、団結して真の地方分権確立のために、住民の負託に答えなければならないと思う。当局の見解を求める次第であります。

第5の事項に入ります。

財政はいかに厳しくとも、住民の生活者起点に立っての生活の発展のため、必要な環境整備は断固として成し遂げなければならないのは行政の責務であります。この最も重要なものの1つとして、近代社会構成を支える交通アクセス整備、すなわち道路整備の一層の充実が特に地方にとっては急務を要する課題であります。特に10億円かけての藤並駅の改修は、有田地方の交通アクセスの中心を果たす使命を有し、2車線高速道路が着実に進行する中で、その拠点となり、国道424号、世界遺産高野熊野地域、皇孫秋篠宮悠仁親王殿下のルーツにつながる安諦地域を結ぶ国道480号、周辺広域圏を結ぶ湾岸道路の認定による海岸との連携等々を中心に、県道・町道の整備の実現こそ、すべての地域活力化根源となる要素であります。

さて、従来の道路整備を支え続けてきたのは、首相として列島改造を実践された田中角栄先生が、衆議院議員として有志とともに1954年、今から52年前に議員立法として創設された道路特定財源、いわゆる揮発油税、ガソリン税を中心とする、これはその構成費の約80%を示しておるわけでございます。そして、主要な道路整備に限定、各種道路整備強化になくてはならない財源として、表現しきれない偉大な力を現在まで発揮してきたことは、何人も否定できない事実であります。

近時財政が逼迫する中で、公共事業としての道路特定財源に対しても、一般財源化に振り替える考えが三位一体改革論議の中から生まれ、本格的論議としての対応が本格化し、12月9日道路財源問題について、2008年度一般財源化に必要な法案を通常国会に提出する閣議決定がなされたことは、記憶に新しいところであります。ただし、この決定に先立ち、地方6団体や関係団体の一貫した特定財源死守の要請を受けていた与党は、政府に対して、1つ、今後の道路整備のビジョンを示した中期計画、5カ年を19年度中に作成し、必要事業量を明示すること。2つ、地域間格差拡大の不安感を払拭と生活者重視の観点から、地域の基幹道路等の整備を適切に措置すること。3つ目に、高速道路料金値下げ等、新たな措置を確実に実施すること。4つ、税率の維持については、納税者の理解が十分得られるよう配慮すること等々が申し入れられ、両者は話し合いの結果、国の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路は、計画的に進めるとともに引き続き重要な課題であるということ、この理念に基づき、1、必要性を具体的に精査し、引き続き重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進める。このため2007年、平成19年中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する。特に地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備等に配慮しながら適切に措置する。以下、提言についても全面的に盛り込まれることで合意された。この中期計画に、私どもの永年の悲願を何としても達成実現すべく、認定確保に総力をあげて住民とともに取り組む体制をつくり、行動に移ることが何よりも大切と思うが、執行部の具体的見解をこの際表明していただきたい。

産業について、5項目提案させていただいております。

1つは、みかん問題。1つは、山椒問題。それから3つ目は、水産業問題、これは削除させていただきました。4番目の林業問題。それから5つ目には、木材加工施設の問題。これについて質問させていただきます。

質問提示事項1についてお聞きします。

わが新町は、県下有数の農産物、果実、特に伝統的な何百年にわたる、みかんの主産地であり、新たに発足した経済産業省特許庁の指定産品第1次認定53品目に選ばれ、より今後の脚光を国内的国際的に浴びることが可能になりました。これを機会に一層の品質の向上、さらには改良を目指すため、県試験場との連携を深め、近畿大学等と提携を密にしながら取り組んでいただくとともに、藤並駅周辺整備の一環として、

仮称みかん何でも館を周辺広域圏にも呼びかけて立ち上げられたい。そして、みかん流通確保拠点とされるとともに、さらに中国市場進出に全力をあげられたい。

山椒は、過疎地清水地域全体の宝だ。農協は、品種指定に積極的に取り組んでおられると聞くが、行政もより積極的にこれをタイアップして実現していただきたい。なお、この際お聞きしておくことが、旧清水町時代、近畿大学に依頼し、成分分析をお願いした経緯がある。このことは新町にも引き継がれていると思うが、経過をこの際報告されたい。

次の事項の水産問題は取り消しさせていただきます。

絶えず質問のたびに繰り返す叫びでございます。総面積352平方キロメートルのうち、実に77%は林野面積であります。当有田川町の活性化は、林業がよみがえらない限り、極めて悲観的と言っても過言ではない。合併協議会決定新まちづくり計画の中でも、産業施策の根幹の1つとして、森林整備計画は新町で策定されることが明記されております。以後1年が経過し、現在の計画についての進捗状況をはっきりと説明されたい。作成に当たっては、旧清水町条例に制定されていた森林環境保全整備事業、森林整備地域活動支援交付事業和歌山県緊急雇用創出特別基金事業、いわゆる緑の雇用担い手事業であります。さらに林業担い手社会保障制度充実対策事業等々、どのようにこの森林計画の中で発信し盛り込んでいくのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

先ほど中▼議員も申されましたが、森林行政の業績とともに、一方の担い手は森林組合であります。一元化、当然2つの森林組合は早急に一本化する必要があります。県の方針は既に中紀、日高地方を含めまして、1つの組合をつくるという計画が早くから草案としてできあがっております。まさに歳月は人を待ちません。1日も早く基幹となる林業整備計画を森林組合とともに行政は作成することを強く、強く、要請しておきたいと思っております。

最後に、7億2,000万余をかけての清水地区西ノ原工業団地、木材利用促進施設の運用開始以来、まさに1年の歳月は近づきつつあります。提示されている加工工場3年計画に基づくこの間の状況、経過を明確に説明されるとともに、今後の運用対策の重点的取り組みを示されたい。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

1回で終わりたいと思っておりますので、的確なお答えを要求しておきたいと思っております。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前々先生の質問にお答えをしたいと思います。

また、詳細については、各課の担当課長に返事をさせたいと思っております。

まず1つ目の質問でございますけれども、先の読売新聞のアンケートについて、町長はどのような点を答えたかということでもあります。

私は、行財政基盤の強化ということと、それから道路整備など広域的なまちづくりを行うため、それから、もともと旧3町は同一文化、同一経済圏にあるという理由を選ばせていただきました。

次に、合併特例債の活用でありますけれども、実質公債費比率につきましては、交付税等の一般財源の額にも左右されます。今後は、交付税は減少する見込みですので、比率もさらに悪化する見通しであります。この比率が高いということは、ほかの一般行政経費が圧迫されていることを指しますので、公債費自体も健全化に努めなければならないと思います。合併特例債については、今後、行政改革に取り組みながら必要な事業を調整し、10年間で全体事業を実行できるように努力をしたいと思います。

地方交付税について、交付税の算定の簡素化については、人口を重視した算定内容でありますので、当町には算定上たいへん不利となります。以前、県が試算したのは、全体を人口主体で算定した場合のあくまで概算であります。それによりますと、約5億7,000万円交付税が減るという報道がなされました。平成19年度中には、一部の項目で、この新型地方交付税が取り入れられます。それ以降は現在設計中でありまして、平成19年から21年度までに全体の3割程度がこの算定にかわる予定でありますけれども、その詳細については、いまだ未定です。

また、そのほか国の財政の中期展望において、平成17年に対し、平成18年はより厳しい内容に変更されております。今まで以上に厳しい財政見通しになっております。

それから、4番目でありますけれども、地方6団体による地方分権に対する意見書提出権の行使についての見解であります。早期に地方財源を強化して、真の地方分権を確立することが重要だと考えてます。

また、先般非常に話題になっております道路特定財源、これについても内閣で一般財源化ということで閣議決定されましたけれども、これの全額の一般財源化については、地方6団体あるいは国会議員の非常な反発がありまして、どうやら全額無条件一般財源化というようにはならなかったようであります。その中でも、やっぱり国の主要高速道路9,342キロメートルについては、しっかりと整備をしていくということが既に決定をされております。ただ、今後揮発油税を含めて、本当の一般化財源化に向けて、国の方では進めていこうとしていますので、このことについては、地方6団体あげて、まだまだ田舎の道には、いかに大事であるかということ踏まえながら、一般財源化をする中で、地方の道に対しても、その項目に十二分に反映されるように、取り組んでいきたいと思っています。

それから、森林整備計画。これは、3町合併して平成18年4月に策定しております。その中で、基本方針として、森林整備に当たっては、森林の多面的機能を高度に発揮させるため、地域森林整備へ定める森林整備の推進方向として、水土保全林、森

林と人との共生林の循環林及び森林整備の現状と課題を踏まえ、適切な森林施策、健全な森林の維持増進を図ることとしています。

森林組合の合併につきましても、清水と金屋の両組合が合併の方向を見出せるように、1日でも早く合併できるように働きかけていきたいと思っています。

森林環境保全整備事業の間伐、枝打ち事業につきましては、森林整備事業計画書に基づいて施行していきたいと思っております。森林整備地域活性支援交付金事業は平成14年から18年までの5年間実施をしております。

それから次に、清水地域特産の山椒の問題であります。

この山椒については、旧清水町において、平成16年度事業として、山椒の果実に新規機能性を見出す研究を近畿大学薬学部薬用資源学研究室に委託費600万円を出して、委託をしております。山椒は、従来より食品あるいは製薬の原料として主に販売されておりますが、さらなる需要の改革と産地づくりからも、効能性食品としての可能性を深めるため、市場性も考慮した中、実施した事業であります。研究の方向性としましては、生活習慣病としての糖尿病、増血作用、高疲労、滋養強壮作用等について検討いただきました。これらの研究方向性にしたがって、山椒の収穫時期、収益性も考慮して、段階を分けて検討していただきました。その結果、糖尿病疾患に対して、高肥満作用に対して、6月採取の未熟果実が効果が高いことが明らかになってます。当初の分析研究事業として、その委託事業は17年3月末で終了しましたが、その後においても研究の継続をお願いをして、有効性が見出された高糖尿病作用について、さらに踏み込んだ研究をしていただきました。17年4月以降、分析抽出をした山椒エキスを使った動物実験を行っていただきましたが、本年3月、動物実験では期待した有効性が得られないという結論に至り、研究開発を中止することになりました。今回の開発研究は、結果的に中止せざるを得ないことになりましたが、研究の計画が持ち上がって足掛け4年の歳月の中で、ある一定の成果が出されたこと、著名な近畿大学薬学部が研究を快く受託していただけたこと、また大学の研究誌に幾度と和歌山県清水町の山椒を取り上げていただいたことは、たいへん有意義であったと思っています。旧清水町のブドウサンショウは、日本一の産地であります。今後、これも有田川町のブランドとして取り組んでいきたいと思っております。

それから、林業に関してのご質問であります。

森林整備計画に関してであります。紀中地域森林計画に基づきまして、本計画は、平成18年4月1日より平成28年3月31日までの10カ年を計画期間として既に策定をしております。その中で、森林整備の基本的な考え方として、森林の整備に当たっては、森林の多面的機能を高度に発揮させるため、地域森林計画で定める森林整備の推進方法、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林及び森林整備の現状と課題を踏まえ、適切な森林事業、健全な森林の維持増進を図ることとしております。こうしたことを踏まえ、5カ年間の森林事業計画書を作成し、これに基づき、

森林環境保全整備事業等を実施しております。なお、森林整備地域活性支援交付金事業においては、国の交付金制度により、町の交付金要綱に基づき着実に実施しており、また、林業担い手社会保障制度充実対策事業においても町の要綱に基づき実施しており、本計画でも林業に従事するものの共生及び確保に関する事項として明記しております。緑の雇用担い手対策に関しましては、本計画には明示されておきませんが、森林組合系統組織を通じて町内森林組合も事業を推進する上で支援をしてみたいと思います。

森林組合の統合につきましては、本計画の中では、森林組合は本町の林業の担い手として体質強化を図ることとしておりますが、現状では平成15年に組合系統による森林組合改革プランを県森連の総会で採択され、その中で県内4組合構想が出されたわけではありますが、いまだ実現をしておりません。広域合併の推進等による組合体質の拡充強化が求められておる中、県では森林組合広域合併等経営基盤強化指導方針に定める計画期間を平成22年度末まで延長し、森林組合系統による森林組合改革プランの次期計画の取り組みを支援、市町村合併地域の実情を考慮しつつ、平成22年度県内森林組合数を10組合とする合併指導の枠組み方針を打ち出しています。それでいきますと、有田管内で1組合となります。町といたしましても、これからの指導方針を踏まえ、関係機関とも協調しながら、町内の2組合の意向の把握に努め、まず速やかに2組合の早期合併を促してみたいと思います。

それから、木材利用促進施設の運営に関してのご質問にお答えをします。

稼働開始後、丸1年を迎えようとしていますが、この間の実情はと申しますと、1月から3月までは試験操業期間としてまいりましたが、4月以降につきましては、本格作業を行う中で、去る11月15日、指定管理者制度における委託運営に関しまして、中間事業報告をいただきました。これを受けて開催されました第1回有田川町指定管理者施設業務審査委員会において、組合執行部より事業報告と経営状況の説明をいただきました。上記の操業では、行政局の庁舎の木材導入、従来の丸棒製品の受注で約520万円の利益が出ております。当初の3カ年収支事業計画で1年目を比較しますと、8カ月が経過した時点では、原木の調達1,600立方の計画に対して460立方、製品量で800立方の計画に対して製品の販売量は160立方に過ぎません。しかしながら今年度中には、間伐材の搬出事業で約10ヘクタールを実施する予定であり、700立方が搬入される予定とのことです。

また、森林組合の本部が11月初め、木材加工所に移転をしました。これによりまして、森林施業から原木調達、加工販売の連携がより図られ、効率運営が期待できるようになります。今後は、組合長以下、役員、参事等による営業活動を積極的にを行い、販路開拓に努めるとのことであり、町としても、森林整備の推進と素材生産コストの軽減の機器の充実、公共工事における特殊木材環境景観事業、土木用材としての利用度を高め、支援をしてみたいと思います。いずれにしても、現状のままでは木材

加工センター、たいへん厳しい経営状況を強いられると思います。それで、中✓議員さんにもお答えしたとおり、今後、木協の方々の力もお借りしまして、共同してできるだけこの木材加工センターが本当に地域の振興の場になるように、これから努力をしていきたいと思っております。細かいことについては、担当課からお答えをさせていただきます。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

町長の答弁に補足させていただきます。

まず、財政についてでございます。

1番目の合併特例法による特例債の全額確保が可能かということでございます。

行財政改革が進み、赤字決算が出せない状況で推移すれば、合併特例債の全額確保は可能と考えております。

2番目の実質公債費比率と合併特例債発行の相関関係及び住民の視点に立っての事業の見極めについてでございます。

実質公債費比率は、平成17年度は16.0%でございました。18年度につきましては17%台になり、平成19年度には警戒ラインの18%台に達する見込みでございます。これは、起債発行によることだけではなく、交付税の減少に伴い、標準財政規模が小さくなることも起因しております。今後、交付税がさらに減少する見込みでございますので、公債費が変わらなくてもこの比率は悪化いたします。起債の制限がかからなくても標準財政規模に占める公債費の比率が高いということは、他の一般行政経費が圧迫されるということを意味しますので、その抑制に努めなければなりません。財政措置が少ない起債の発行を抑制して、計画的な年度配分や基金の活用など、減債など公債費負担の健全化を行う必要があると考えております。今後、財政的に有利な起債はなくなっていくと思われまますので、限られた期間と財源の中でどの事業が必要かを見極めていくことは非常に重要なことだと考えております。今年度の特例債の利用比率でございますが、約5%でございます。

3番目の新型交付税の内容についてでございます。

新型交付税の導入につきましては、平成19年度から一部、全体の1割程度でございます。算定項目については、導入されております。人口と面積により算定されておりますが、その比率につきましては、人口10に対し面積1の割合となり、過疎、農村、高齢化地域に対する算定が現行の制度ほど考慮されていないため、有田川町のような町には不利となっております。その後、21年度までに3カ年に交付税全体の30%程度が新型交付税に置きかえられます。

次に、4番目の地方6団体の取り組みによる経過と成果及び税源の移譲についてでございます。

三位一体の改革を進める上には、税源移譲なくして地方分権はあり得ません。しかしながら、議員の言われるとおり、現在のところ十分な税源移譲がなされていない現状でございます。

本年6月7日に地方6団体が提出した地方分権の推進に関する意見書において、地方消費税の現行の4対1から2.5対2.5にすること、また所得税から住民税への税源移譲をし、個人住民税所得割をさらに3%上乘せすること、地方税は地域偏差性の少ない税目構成とし、交付税の原資は地域偏差性の大きい税目構成とすること、これにより、国、地方の税源配分を5対5とすることなどを要望しております。この意見書に対する回答につきまして、7月21日に地方分権改革の1つの一括法の制定が明確化され、国の関与、補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲を含めた税配分の見直しなどについて、一体的に改革する方向が示されております。

また、地方交付税につきましては、現行法定率を堅持し、また地方の財政収支の状況等を踏まえ、適切に対処するとされておりました。具体的な送付につきましては、今後の検討に委ねられることとなっておりますが、住民生活に必要なサービスを行うための税源が安定的に確保されるよう、法定税率の引き上げ等を強く求めていく所存でございます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

9番、前ノ君。

○9番（前ノ利夫）

再質問をしないという約束やけど、ちょっと時間もありますので、申し上げておきたいと思います。

答弁もれが1つあります。これはもう当然やっていただかなければならないことです。

藤並駅の改修。急行や特急がとまるかどうかの問題じゃないと思うんです。この厳しい状況の中で、JRのそれなりの巨費を投じる、我々も10億円を用意したわけですが、これは、町長も言われるとおり、日高を含めて中部地域、やっぱり世界遺産の一番のメインの高野山へ一番近いルートは当駅になるわけです。和歌山駅か、南海は私鉄で走っておりますが、これは難波で乗り換えしなければならない。

この前も、この周辺整備協議会で私は発案したんでございますけど、これも多分その時点で事務局に厳しく言ってますので、調査をしていただいております。藤並駅へ特急をとめるのは、高野山に一番近い時間で行けるからです、道路さえ改良できれば。そういう面で、がんばっていただくと同時に、とまる限りは、何と云っても画期的な周辺の整備をやらなかったら何にもなりません。汽車をそこへとめただけで、そこから向こうへの乗り継ぎやるだけでは意味がないんです。紀伊国屋文左衛門以来、有田みかんが日本人のみかん願望の眼底に、このごろ子供たちは食べないと言いましても、連綿として続いております。何というても有田みかん。それは、第1産

品というのは、第2次、第3次産業、第4次、第5次産業ではなくしてですね、地理的な条件、気候的な条件、これを絶対としつつ自然的なものを必要とする産業でございます。だから、ほかがまねをしよう思っても、まあ清水の山椒も一緒でございますが、そんなのまねできんです。だから、やっぱり日本一のみかんの産地であると同時に、これを日本一の流通機構起点にしていくということは、とりもなおさず、藤並駅の改良の第1番目でなくてはならないと思うんです。私もここで提案しているとおりですね、みかん博物館、名前は何でも結構です。これの中には、流通の拠点のある学問的なみかんの分析する資料も整っている。あらゆる意味での施設を、大きくなくてもいいんですけど、まさに特色を生かして、その地域でなかったらならんものを利用したから競争してでも。また、国に対してもこれを認定すると思うんです。今度の2006年の骨太方針の中には、それがはっきりと盛り込まれておるんです。これを3,000億円の特別枠を利用するぐらい、そのぐらいの意気込みで、これからやっていかなければいかん。これについての答弁1つ抜けておりますのでお願いしたい。

もう1つは、要望をこの際しておきます。これはもう要望で結構です。

いわゆる、私は口悪いんで申します。こんなこと議場で発言するのはおかしいと思うんです。人間殴られたら殴り返すだけの力なかったら、いじめられて萎縮してしまったり、それは死を意味します。まさに国は地方に対して今とことん、法の上からとは言いながら、地方交付税の問題でも、殴りつけてきておるんです。だから、私が言うたように、地方もこれ黙っとったらいかん。そのために地方6団体が、総務課長も詳しくご説明して納得したんでございますが、県機構、検討委員会、これ神野先生と言ったら世界的な地方自治の権威でございますよ。これを委員長にしてですね、理論武装を地方6団体においてきちっとできておるわけでございます。何にも、県は国の支所ではありません。同時に町村は国の出張所じゃないんです。地方分権というのは、我々一人一人が、大きい小さいにかかわらず、その1つの功績を自治体としてする以上はですね、まさに我々自治体が立ち向かっていかないと、こんなもん黙っておったら踏み潰されてしまうわけです。この内容を見るとき、結構すばらしい提案をしていますよ。課長が言われたように国の方で検討せざるを得ないんです。まさにそういう面でもっともっと、そういう態勢にしていかなければ、これからの地方の自立なんて口先だけのことになる。だから我々も十二分に研究をして、理論武装をやって、国の理論に負けないだけの裏づけを我々自治体がとっていくということは大事です。中副議長も申されましたとおり、そのためには全く職員の意識改革です。今、何と申すか。合併によって、私どもが地方行政局になりました。一応、課長は置いてもらってますけど、残念ながら行政局の課長はこの場に座ることはできません。そういう何じゃなしに、やっぱり職員は365日住民のために、我々と違って毎日が勝負なんです。だから、その職員の意識改革なしには、どんな機構改革、立案をやろうが、そんなものはあかんのです。まず、職員に立ち上がってもらってくださいよ、町長。これ

をこの際強く。中✓さんの言われた給料の問題じゃないんですよ。やってくれるんだつたら住民は喜んで。給料がもったいないんじゃないということを感じるんでしょう。なぜ給料が下降していくか。それはそのまま評価されないからでしょう。これを原点として、これはもう要望だけですが、あまり言うたら議長にもう叱られますんで、これで置きますけどね。ぜひともお願いしときます。

ただし、藤並駅の問題については、これは答弁もれですので答えてください。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

答弁もれがありまして、すみません。

藤並駅の開発については、もちろん特急とめるだけのものじゃなくして、やっぱり、それとめることによって、高野山に行く480号、これは1日でも早く開通を、できる目的も大きくあるわけでありまして。また、将来的には、やっぱり中紀の中核地点として、高速も4車線化、24年度から全面開通されます。そういった意味で、藤並駅の改築に取り組んだわけでございます。議員ご指摘のとおり、もう少し大々的に開発をやれというご意見でございます。非常にありがたいご意見でございますけれども、財政面のことも考えながら、あるいは地域住民の人たちともご相談をしながら、この藤並駅が本当にこの有田の中核じゃなしに、今後、中紀の中核となるような駅にしていきたいと思っております。

それから、みかんの問題であります。

この有田みかん、本当にすばらしいみかんでありまして、今年ですか、特許庁の地域団体商標に「有田みかん」というのが登録されました。地域のブランドとして、JAと連携を取りながら、そういった有田みかんを広めるような施設をつくれないうか、広域的に今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

以上で前〇君の一般質問を終わります。

…………… 通告順8番 17番（坂上東洋士） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、17番、坂上東洋士君の一般質問を許可いたします。

○17番（坂上東洋士）

それでは、ただいまから17番議員、議長の許可を得ましたので、これより一般質問を行いたいと思っております。

私は今回、清水に所在いたします、やまびこ作業所の今後のあり方について、思いやりや優しさの町政をどう構築していくのかという、障害者福祉の観点から、町長並びに担当課長にお伺いやら、お願いを申し上げますので、どうか、ご

父兄母姉やそれらを支えるボランティアの皆さん方のお気持ちになって、人情味あるご答弁をいただきますように、前もってお願いを申し上げておきたいと思えます。

まず最初に、議場内におられます皆さん方にもご理解を賜りますように、簡単に今までの経緯についてお話をしてみたいと思えます。

清水やまびこ作業所は、今から14年前の平成4年に、知的障害や精神障害の子供を持つ親たちが、養護学校を卒業しても、どこにも適した働く場所がないということから、空き家の民家を借りて、週に3回の半日作業ということで、保護者やボランティアの方々、そしてまた当時の保健士さんらが中心となって作業所が開設されたのが始まりであります。その後、清水保育所が現在の地に新築移転したのに伴い、元の保育所を借りて民家より移り、現在に至っております。その8年の間に、場所も変わり、利用される方々も増えてまいりました。また、平成13年には、旧清水町当局にも要望書を彼らが提出をいたしました。国、県、町から一定額の補助金を支出していただくこととなり、作業所の運営がよりやりやすくなり、そのことによりまして、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、指導者2名体制で作業を中心にして取り組めるようになり、作業所としても今までと違ってより充実したものとなってまいりました。

しかしながら、本年4月から障害者自立支援法の施行に伴いまして、国からの補助金110万円がカットされることになったと聞き及んでいます。

本年は、旧3町の合併後間もないということもあったのでしょうか。町当局の温かいご配慮によりまして、作業所の運営に支障を来たすことなく、現在は進んでおりますけれども、ご父兄母姉の保護者の皆さんの間では、今後の行く末にたいへんな危機感を抱いておられます。そしてまた、財政的な見地から、町当局のご配慮がいつまで続くことができるのか、昨今の状況を踏まえて本当に心配をして頭を痛めておられます。また、本年7月頃であったかと思うのでありますが、小規模作業所では今後、補助金等をいただくことができなくなるのではないかという心配から、関係者の間で、県当局の担当の方々などにもご相談をさせていただく中で、NPO法人、すなわち特定非営利活動法人の法人格を取得されました。これをもって、地域活動支援センターの3型に移行していきたいと願っているようではありますが、1日当たりの実利用者がおおむね10人以上とか、作業所として実績が5年以上とか、そういう高いハードルがあるようでございます。もしも地域活動支援センター3型の方へ移行できなければ、町単独の補助金をお願いしなければならなくなると思われまます。もしその補助金がまたなくなり、今までより減額をされるということになりますと、作業所の運営が立ち行かなくなることになりまして、今通っている障害者の方たちの毎日の生活をどうするのかということとなり、当該本人はもちろんのこと、親御さんたちにとりましては、想像に絶するものがあるかと思うのでございます。そしてまた、これらに関わるご父兄母姉の皆さんの第1の思いは、できるだけ身近なところで働く場をつくってやっ

てほしいという、たつての熱い思いや願いが推察できるものでございます。

私は、難しいことは存じておりませんが、できるなら今度は有田川町の障害福祉計画に盛り込んでいただき、地域活動支援センター3型の委託を受けさせていただき、恒常的に活動ができるように、格段のご高配を賜りたくお願いを申し上げるものでございます。どうか、私が先の3月議会の一般質問でもお話をさせていただきましたとおり、弱い立場におられる方々に対する思いやりやぬくもりある人間味あふれる行政の実現に向けて、愛の手を差し伸べていただきたいと、切に思うものでございます。また、担当課長さんには、この際、障害者自立支援法とはどんな法律で、現状の問題点はどこにあるのか、そういうことを考えられているのかということにつきましても、簡単にご説明を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

要は、今後の障害福祉計画を策定するに当たって、やまびこ作業所の位置づけをどのように考えようとしておられるのか、また、町内に今あるおもと園やコスモス作業所、湯浅町にありますNPO法人ふれあい作業所等も含めて、全域の障害福祉の向上にどう立ち向かおうとしておられるのかについても、この際、そのご認識やご見解をお伺いしておきたいと思えます。

また、私も身内の姉が若かりし頃、異性関係のもつれから精神障害となりまして、病院生活を余儀なくされた家庭で育ったものの1人でございますので、これらに関わる皆さん方の思いや願いを本当に、人ごとではなく、頭の痛いほど、その気持ちがよくわかるものでございまして、そうした意味合いから申し上げましても、どうか町長さんを初め、町当局の皆さん方にもよくご理解いただき、来年度以降も安心して、障害者を含め、関係者皆さん方が暮らせますように、お骨折りをいただきますようお願いを申し上げるものでございます。

意のあるところをお汲み取りいただきまして、誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

坂上議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

本当にこう、障害を持った方の親御さんのご苦勞というのは、非常にたいへんなものだろうと理解をしています。議員御存じだと思いますけれども、やまびこ作業所は現在、知的障害者と精神障害者7名を受け入れて、指導員が臨時職員を含めて3名体制で家庭用品の包装などの作業を行い、障害を持つ方の生活や働く場を提供し、障害者の自立の促進と福祉の向上に努めているわけでありまして、障害者自立支援法が施行されまして、障害者の方々には非常に負担の大きな制度となっているわけでありまして、

また、国からの補助金にいたしましても交付税措置となりましたし、県においても補助金の廃止ということで、恐らく19年度は廃止される見通しであります。

やまびこ作業所については、地域性からしても、障害を持つ方が地域生活を営む上で非常に重要な役割を担った施設だと認識をしています。有田川町の広域な地域性も含め、障害を持つ方々が今後行き場がないというようなことにならないように、また、保護者の方々の負担が増大しないように、財政が非常に厳しい中ではありますけれども、でき得る限りの支援をさせていただきたいと考えています。

現在までの経過、経緯等、詳細につきましては、担当課から答弁をさせたいと思います。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

現在までのやまびこ作業所の経過と経営面等について、お答えさせていただきます。

その前に、障害者自立支援法というのは、大まかに言ってしまえば、どういうことかということだったと思うんですけども。今まで、精神、肢体、知的の3障害ごとに分かれていた、それぞれのサービスを1つのものにしようということでございます。それから、利用者負担は、限度額もございまして、サービスを利用すれば原則的には1割を負担するというところでございます。

それでは、やまびこ作業所の現在の経過と経営面等について、お答えさせていただきます。

議員さんがおっしゃったように、当施設は平成4年10月、保護者、有志らによって作業所として発足し運営を始めました。平成7年11月、現在の場所に引っ越しまして、その後、徐々に利用者も増えてまいりました。平成13年度に国、県からの補助金の適用を受けて、現在に至っております。今年の7月、NPO法人として県から認証をされております。

国や県の補助金の関係であります。国というよりも、12年度に国が全日本手をつなぐ育成会というところへ出資しております。そこから補助金110万円と県の補助金108万7,000円、町から108万8,000円で、13年度については合計327万5,000円の補助金であります。14年度につきましては、同じく育成会からの補助金が110万円、県と町の補助金を合わせて283万円で、393万円あります。それから15年度においては、育成会からの補助金が110万円、県と町の補助金合わせて316万8,000円で、合わせて426万8,000円でございます。16年度からは、育成会から110万円、また県と町と合わせて353万6,000円で、補助金の合計額は463万6,000円となっております。17年度においては、育成会補助金が110万円、県の補助金が184万8,000円、町の補助金が184万8,000円で、補助金合計が479万6,000円でございます。

17年度の運営費としては、報告を受けておるのは、育成会、県、町からの補助金のほかに作業収入として35万7,825円、それから保護者負担が10万6,621円、雑入として7円となっております。運営費合計が526万453円となっております。それから18年度につきましては、国が出資している育成会からの補助金がなくなりましたので、県補助金が213万円で、町の補助金が279万7,000円で、18年度予算として合計492万7,000円を計上しております。運営費として補助金に10万円の作業収入を見込んでございまして、502万7,000円になるんじゃないかというような報告を受けてございます。19年度については、国は新たなサービスに移行できない作業所、小規模の作業所に対して、これまでの対策を踏まえて、1カ所当たり110万円の補助を検討しておるといようなことは聞いておりますが、現時点では、はっきりしたことは言えない状態です。

先ほど町長の答弁にもございましたように、有田川町の広域的な地域性も含めて、障害を持つ方々が行き場がないよというようなことにならないように、できる限りの支援を考えておるところでございます。

それから、地域の3型という話がございましたけども。3型、2型とありますが、今回の法改正により、国が3障害に対応できる施設に移行すれば、交付金を交付できるということをしてきてます。20人程度の作業所を想定しておって、小規模のところは、あまり国としても何していないと。ただ、湯浅にあるふれあい作業所とか、そういったところと統合すれば補助金の上乗せということも考えていこうかということも聞いてるんですけども。ただ、こちらで作業をしておって、湯浅でも作業をしておって、業は別でかまわないけども、統合するには、この間の距離が30分以内で調整つかなければならんというようなこともございます。

先ほども言ったように、やっぱり、やまびこ作業所は、現在の場所へ置いとかないと、地域で障害を持つ方が本当に行き場がないようになってしまうというようなことも考えてますので、19年度、非常に財政がきついですけども、できる限り要望に沿うように、今考えておるところです。以上、答弁させていただきます。

○議長（亀井次男）

17番、坂上君。

○17番（坂上東洋士）

昨日1日、課長、まったくその話、今言われたことを勉強したんよ。ただ問題は、先ほども申し上げましたとおり、障害福祉計画の中へ、いつこれが盛り込んで地域3型としての委託ができるのか、その展望はどうなっているのか。それと同時に、町長には財政当局として、果たして今までどおりのご父兄母姉が財政的にも安心できることを、19年度で保障してくれるのかということについてのみお伺いして、終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

先ほども答弁したとおり、できる限りのご支援をさせていただくことをお約束をさせていただきます。

○議長（亀井次男）

以上で坂上君の質問を終わります。

…………… 通告順 9 番 22 番（中山 進） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、22番、中山進君の一般質問を許可します。

○22番（中山 進）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

3町合併して、はや1年を迎えようとしています。その間、町の最高責任者として町長が日夜、国、県に対して、積極的に営業活動をしてきていることを、町民の1人として非常にうれしく思っています。

さて、本題に入りたいと思います。

先ほどから、いろいろと問題になっています地方の財政問題についてですけども、どこの地方も非常に苦しい時代に入ってきてるんじゃないかなと思います。先だってより、北海道の夕張市がいろいろと新聞をにぎわしましたけども、いろいろと原因があると思うんですが、最終的には観光事業に積極的に過大投資をしたということが裏目に出たと。それ以外に、いろんな財政処理の問題もあったと思うんですけども。いずれにしても、経常収支比率が123%を上回っているわけです。全国に、それに似たと言いますか、100%を上回っているような自治体がわんさといてるんですね。当和歌山県をちょっと調べてみますと、3町と1町がすでに100%を超えています。わが有田川町も、年々、経常収支比率が悪化していると。非常に心配なわけです。

いずれにしても、行政改革と財政改革をやらしてもらわないかんのですけども。町長の先ほどの話でいきますと、来年の4月を頭にそうしたいという話で答弁されたと思うんです。前々議員さんとか中々議員さんとも重複するかも知れませんが、私の方からちょっと5～6点お願いしたいと思います。

まず1つ目に、先ほどもちょっと問題になりましたけども、職員の意識改革。まず、その組織の中で働く人は、まずそこから手をつけなければいかんと思うのです。ここにおられる幹部の方々は、日常、そういうことを非常に体験されていると。ところが、なかなか末端と言いますか、下まで届かない。先日、あれは5日だったかな、僕は朝少し早くから出てきたものですが、会議室の前を通りますと、財政のことについて一般の職員の方に説明するというので放送をやってました。そういうことが非常に大事になってくると思うんです。その厳しさというのを職員全員が共有すること、それ

を目標とした職員の意識改革をひとつまず最初にやっていただきたい。企業は人なりと言いますが、自治体も人なりだと思うんです。そういうことでお願いしたいと思います。

それから行政組織と人員計画なんですけど、何人が適当なのかと言いますと、住民1,000人に行政の職員が7人ぐらいが適当でしょうという結論も一部出てます。実際問題として全国を見ても、6人ぐらいでやってる市町村もありますし、うちのように広範囲のエリアなところは、やっぱり8人から9人でやっております。そうしますと、うちは約3万人ですから、単純に計算したら、8人であればぱんぱんにいける。240人もあれば十分である。そうしますと今の人員では非常に多い人数ではないかなと、こう思うわけです。その辺も機構改革の中に、これは一度にいかないと思うので、徐々に人員を減らす方向で、ぜひ考えていただきたいなど、そのように思います。

あと、組織の業務の見直しなんですけども。既存の組織と言いますか、係、課というのがあるんですけども、これを見直すに当たって、まずゼロペースで見直していただきたいと、そう思うんです。何々の係に何人いるからどうこうというのではなしに、その業務の内容をしっかりと把握して、それから根本的に何人にするかと。その課が必要であるのかないのか、それも含めて考えていただきたいと思います。そのように思います。

それから市場化テストなんですけども。これは、以前に私の方から話をしましたけども、先だって和歌山県が全国に先駆けて第1回目の市場化テストを行いました。それは業者が4社と、それから県の管財課というんですか、そこからと、全部で5グループによる入札ですね。入札やった結果、事前に公表していました1億8,000万円強ですか、それを1億3,000万円の有田川町の業者が落札されていたようです。いずれにしても、市場化テストというのは、これからどんどん全国的に広がってくると思うんですが、その辺、我々の町もしっかり勉強していきたいなど、そのように思っています。

それと5番目に、経常収支比率の話についてしましたが、私のミスで、実質経常収支比率というのは、実質公債費比率でございます。先ほど前^の議員が言われたとおりでございます。これも比率が上がってきますと、単独の起債の制限を受けますので、この辺もしっかりと押さえていただきたい。企業で言えば、子会社も含めた連結決算ですから、自治体で言えば公社あるいは水道等々、全部ひっくるめた決算ということですよ。

それと最後なんですけども、行政サービスの開放なんですけども。どこの県だったかちょっと記憶にないんですけども、230項目ほどの行政サービスを一般に開放するという話が先日、出てました。小さい、我々有田川町ですから、今、職員の削減も含めて、あるいは民間に移管できるものは、できるだけ移管するというところで、その辺もしっ

かり、長期的な視野に立って、ぜひやっていただきたいなど、そのように思っています。

それから2つ目ですけれども、教育問題についてです。

毎日、新聞紙上で、いじめの問題とか自殺の問題とか、今、非常にたいへんなことが教育現場で起こっています。一方、教員の方でも、文部科学省が先般発表しました05年度のデータによりますと、全国の公立の小中学校の先生方で休んでおられる方が7,000人いるという。そのうちの6割、4,000人強の人が精神性疾患、いわゆるストレス等を抱えているというようなデータが出ていました。これは、13年連続で増加してるというから、これまた驚きなことです。

その問題はちょっと置いといて、私が言いたいのは、先日、もうだいぶ前だと思うんですが、テレビを見ていますと、まあテレビの受け売りになりますけれども、児童、子供さんを早く寝かせて、早く起こして、それから朝ごはんをしっかりと食べさせたら非常に集中力が増すという、確かNHKかなんかの番組をやってみました。私もちょっとお客さんがいたので、断片的にしか見なかったので間違っていたらごめんなさい。これは、家庭の協力が最も必要だと思うんです。西の方、確か岡山か広島かあっちの方だったと思うんですけれども、その辺の学校だったと思うんですが、毎日、出てきた時間を児童が記録すると、で、運動場で遊んだり、あるいは友達と話して時間を過ごす。学校に早く着いて、ある程度余裕を持って、朝ごはんを食べてきているから、そうすると脳の回転が速くなって授業に集中できると。そうして1年ぐらいたつと非常に結果として学力が向上するという話をされてました。その点について、教育長の方で、どのように理解されて、どう考えているのか、お願いしたいと思います。

これで1回目の質問とします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

中山議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、職員の意識改革についてであります。住民のニーズに的確にこたえる効果的な行政運営を行っていくには、現在の組織体制やプロセスを改善するのはもちろん、刻々と変化する時代の要請に対応できる高度な専門性、機動力を持った人材を計画的に育成する必要があると思います。行政という既成概念を打破して、まったく新しい感覚で現在の町行政を見直していくために、職員の能力開発や組織力の向上を積極的に図らなければならないと考えてます。そのために随時、定員管理や給与、人材育成などに関して、それぞれが相乗効果を発揮できるような管理部門の充実、強化を図っていかなければならないと思います。以上のようなことから、職員の能力開発と組織力の向上、適切な人事評価制度の検討・導入、組織の情報共有化と自由な発想を生む職場づくり、共同のまちづくりと情報評価制度を導入し、職員の意識改革を推進していかなければならないと思います。

実は、今の有田川町の財政、非常に厳しくなってきました。その中で、果たして末端の職員まで、この厳しい財政事情がわかっているのかと言われれば、わかってない部分もたくさんあります。そのために、先日も課長に言わせていただいて、とにかくこの厳しい財政、まず町の職員が把握してなければ何にもできないということで、早急に第1回目の職員に対する研修会を行いました。今後、こういった研修会をどんどん行いながら、職員の意識の改革に努めてまいりたいと思っております。

それから、行政の組織についてであります。まず組織の統合、それからフラット化を図ることで、現在、3庁舎でそれぞれ同様に扱う課が存在しています。平成19年4月より新体制へ移行できるように、第1次機構改革案では、現在30課あり、これは小さい課で3名、大きい課では32名ありますが、この課を25の課に見直したいと思っております。その後、公共下水とか、吉備地区の地籍調査が終わりますので、できれば公共下水道についても、金屋庁舎と1カ所に統合したいと思います。また、地籍については、あと2年で吉備地区が終わるので、これを金屋の庁舎の方へ全部移して、未完成の金屋、清水地区の地籍に全力をあげていきたいと思っております。

それから、人員計画であります。ちなみに合併協議会の中では、平成27年度までの10年間に117名が退職して、そのうちの3割補充ということで35名を採用しますと、82人という削減計画になります。合併前の職員数は441名でありました。合併時に32名が早期退職して、平成18年3月31日では5名退職、平成18年4月1日保健士2人を含む4名を採用して、408名になりました。今年度の平成19年3月31日では、6名減の402名になる予定であります。議員おっしゃるとおり、まだまだ最終目標にしても多すぎるん違うかというご意見でありますけれども、今後いろんな事務量その他のことを見ながら、10年間でできるだけ削減できるように、もっていききたいと思います。

それから、行政業務の見直しであります。厳しい社会経済情勢の中、この変化にすばやく対応しつつ、住民のニーズにこたえていくためには、シンプルで効率的な組織・機構を構築し、住民にもわかりやすいものでなければならないと思います。また、行政のスリム化と引き換えに住民サービスが低下してはなりませんので、企業的、市場的な新しい考え方で、住民に本当に愛される役場づくりを目指していきたいと思っております。それには、組織・機構の見直し、補助金制度や委託事業の抜本的な見直し、行政サービスの見直しと向上など、行政はサービス業であることを踏まえて、シンプルで効率的、発展的な行政運営をしていかなければならないと思っております。

それから、市場化テストであります。県が去年度からビッグホエールや白崎青年の家等、市場化テストをして、一般民間に売り渡しているということも聞いてます。今後、行財政改革の一環として、行政が行っているサービスのうち民間に任せられることがあれば、競争入札で民間と行政のサービスやコストの比較を行い、内容が優れている方に任せる制度で、いわゆる市場化テストによる行政サービスの開放につきまし

ては、今後検討をしていきたいと思っております。

それから、経常収支比率と実質公債費比率であります。経常収支比率については、一般財源総額に占める経常経費、充当一般財源の実であり、平成17年度で93.1%であります。旧町から有田川町の数値が近年上昇している理由ですけれども、公債費に充当される一般財源が多いことであり、経常一般財源総額の35.5%を占めています。それと近年の交付税の減少が主な原因だと考えられます。

実質公債費比率については、平成17年度は16%でございます。従来の起債制限比率にかわる指標であり、算式は類似しますが、実質公債費比率は、新たに地方債の元利償還金に準ずるもので、一部事務組合への負担金と特別会計への繰出金の中の公債費分も加算し、起債制限比率を厳格化したものであり、平均4%上昇するため、従来の起債制限比率の警戒ライン14%から、実質公債費比率では18%となっております。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

中山議員にお答えを申し上げます。

今般、朝ごはんを食べないとか、夜更かしをする、こういう子供たちの基本的生活習慣の乱れというのが今般指摘されているところでございます。早寝早起きという、この基本的な生活習慣、それを確立するということは、学校教育にとって永遠のテーマ、非常に重要なことである。こういうふうに思っております。

本町では、「早寝早起き、朝ごはん」を合言葉に、今年4月から全校23校におきまして一生懸命に取り組んでおるわけでございます。また、ある小学校、3～4校あるんですけども、朝の休憩時間にマラソンあるいはボール遊びをやらせているという学校も出てきております。また、「食」ということも非常に大事なことでございまして、現在、藤並、御霊、田殿の吉備中学校区で「食」の指定を受けまして、食育、健康に関する研究に取り組んでおるところでございます。

そのように、知育・徳育・体育・食育、この4項目をバランスよく発展をさせていくということは非常に大事なことで、そのように思っておるわけです。今後も子供たちの健全な育成のために、「早寝早起き、朝ごはん」これを十分、徹底的に取り組んで、PTAの協力のもと、強力に推進していきたい、そういうように思っております。以上です。

○議長（亀井次男）

22番、中山君。

○22番（中山 進）

2回目の質問をさせていただきます。

行政改革については、町長が来年4月に行うということで、先ほど来、話をされて

と思うんですけども、経常収支比率の上昇と実質公債費比率が年々上がってきているとなれば、非常に心配するわけです。確か、実質公債費比率は25%以上だったら、単独の起債が制限されると思いますけども、そのようにならないように思うわけで、何とかしてくい止めるようにやっていただきたいなど、そのように思います。

それから市場化テストなんですけど、これは今、全国的に広がりつつあります。先ほどもちょっと話しましたように、どこの県だったか忘れちゃったけども、230項目ぐらい民間に開放する市場化テストを導入するという話で進めているようです。今までタブーとしてきた水道業務、それも民間に移行するという市も出てきているようです。これは国の規制があるのかどうか、その辺もわからないですけども、いずれにしても国の規制を、まあ言えば地方が、地方から変えていくというぐらいの意気込みでやっていただきたいなど、そう思うわけです。

それから早寝早起きの問題ですけども、非常にいいことづくめだと思うんですね。確かに早くごはんを食べて、早く学校に行けば、それだけ頭の回転も速くなるし、そればかりじゃなくて、肥満の防止にもつながるようなんですよ。それと学力がアップするともなれば、いいことづくめですから、有田川町が組織立ってこれをやっていくのかどうか、あるいはPTAだけに頼って、まあ4月からやられてるという話をちょっと聞いたんですけども、実際問題として、児童が早く学校に来れば先生の対応も考えていかないか途中で、この辺も根本的に教育委員会の方で、ぜひ考えていただきたいなど、そのように思っています。以上です。答えは結構です。

○議長（亀井次男）

以上で中山君の質問を終わります。

…………… 通告順10番 14番（殿井 堯） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、14番、殿井堯君の一般質問を許可します。

○14番（殿井 堯）

ただいま議長の許可をいただきましたので、14番議員、一般質問に入らせていただきます。

一般質問に入る前に、もう各議員さんに町長並びに担当課長から、いろいろと僕の提案に対する答えが、ほぼ出尽くしてるんじゃないかということで、かいつまんで簡単に、時間の都合もありますので、やらさせていただきます。

まず、今年の1月1日に合併して、はやもう1年の月日が過ぎましたね。ぼつぼつ町の情勢の方も落ち着いてきたころだと思いますが、3町合併して船出してから、多少ちょっとこの重たい荷物を背負って船出したんじゃないかなという懸念があるんですけども。なぜかと言いますと、今こう財政難、財政難と言われてるのに、とにかく持ってる船積みされた荷物がものすごく重いと。このまま進行すれば、いつかはエンジンが止まって漂流するんじゃないかと。漂流するだけだったら、まだいいんですけど、沈没する恐れもなきにしもあらず。

それで、財政難にどう町が取り組んでいくか。先ほど来の答弁を聞かせてもらったんですけども、まだ、各課長、担当者には浸透していないという答えもちょっとお聞きしたんですけども。今現在、浸透していないという理由は、もう遅いと思います。どうしたらこの危機を脱出するかという段階まで来てると思います。だから、はっきり言わせてもらったら、町当局の判断というのは、まだだいぶ甘いと思います。

僕は前に一般質問で言わせてもらったんですが、町自体が「行政でございます」そういう時代じゃなしに、民間の株式会社と同じ構えをもって、今後財政に取り組んでいかんと、そういう甘いことでは夕張の二の舞、また、どうしようもないような経済難に陥ってしまうんじゃないかと思うんで、まず、町当局から今後どういうふうな船出で、どういうふうな目的をもって進行するのか、これひとつお聞きしたい。

それと、現在もう1年たつから、ある程度の区別はつくと思うんです。まず、議案等が委員会なんかにあがってきて、委員会で担当課長に聞きましたら、「いやこれはちょっと清水の問題やから、清水の課長に来てもらわんとわからんや」ということで、また資料を調べなおしてやってるという。もう、ぼつぼつとそういう段階も脱皮してもらわんと。ある程度、縦の線、横の線を通した線で答えを出せる、各委員会でも課長が答弁できる。例え旧吉備町の課長であっても、清水、金屋の内容を把握してるというふうな感覚で進めてもらわんと、今の行政ではやっぱり行き詰まりがあると。それと、しっかりと方向付けしてもらって、これから有田川町としては、こういうふうに行進していくんやと、こういうふうに行っていくんやと。多分、財政難が起きてても、その財政難に勝てるような政策を打ち出してほしいと思います。それが1点目です。

それと、指定管理者。これは2問目なんですけども、同僚議員からの質問にも回答が出尽くしてますので、これはもう、あまりどうこうということはないんですけども。

まず、その17の指定管理の中に、どうしたら立ち直れるのか、これから検討しま

すじゃなしに、どうしたらいいのか、どうすべきかという、もう解答を得てほしいと思います。17指定管理があるうちで、ほとんどが清水地区の指定管理で、そして一部が金屋地区となってるんですけども、その全部の指定管理の決算報告の中で、何とかしよう、これ何とかせないかんのやないか、という答弁の時期じゃないと思います。どのようにして、どうするかという、はっきりとした方針を打ち出していかんと、さっきと質問が混同しますけど、せっかく船出した何が向こうへ着かない。途中でエンジンが切れしてしまう。こういう行政では、とてもやっていけないというふうな感覚になってくると思います。合併した以上は、合併した方向へ、今、この有田川町もしっかりと踏み出してほしいということで、まず簡単でございますけども、ほかの議員さんからの出題もお受けしましたので、この2点だけ簡単に町長にご答弁願いますので、よろしく願いしときます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

そのぐらい、議員の皆さん方、財政難をわかってくれていれば、無理な要求は今後しないだろうなと思います。まったく大変な財政難でございます、今の状態で行けば、平成21年度には1億6,400万円、これ基金を取り崩して赤字が出ることになってます。その中で、いかに再建団体に陥らないようにしようと思えば、人件費の削減、いろんな項目において見直す必要があるわけなんです。

実は、先日も行財政集中改革プラン5カ年計画というのを立てました。約159項目であります。もちろん、増谷議員に指摘されました3役の報酬等々159項目にわたって5カ年計画で実施しようという壮大な計画を立てております。また後日、議員さんにもこれをお配りして、協力をしていただきたいなと思います。

とにかく今の経営状態では、どうしてもならないということで、いろんな面で行財政改革、今後5年間集中的に行っていきたいと思います。その中で、住民になるべく負担増とか迷惑のかからないようなかたちで計画を進めれば一番いいと思っています。

それから、指定者管理の問題でありますけれども。実は、これはどうしてもならないということで、まあ一応、指定管理者という制度を利用して、利用するというのは悪いんですけども、本当にこう、責任を持ってやらせようとお始めました。いくら努力しても、最終的にもうどうにもならないということに追い込まれれば、もう当然その時点で閉鎖するなり、いろんな方策を考えていかなければならないと思います。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

最初に質問させていただきました、合併から1年後の何ですけども。

まず、もう各課、各何からは、ある程度の縦の線というのはできてると思うんですけども、その縦の線で、さっき質問にありましたが、委員会によって、いやこれはちょっとここで聞いてもらわなわからん、あそこで聞いてもらわなわからん、そういうもう時期と違うと思いますので、まずその点の縦の線の水の流し方。

それと、この指定管理者についての何ですけど。指定管理者で、その中でどうしても、もうわしとこ指定されてるんやけど、どうにもこうにもならん、指定の何を放りたいんやと。もう浮き足立ってるところもあるんで、そういうところはもっと検討して、この前に委員会も出させてもらったんですけど、もう1個つつこんだ話で、なるべくなら続けられるなら続けてもらおう。もし、これ以上どうにもならんていうんならば、早い目のその処置、まあ民間委託、また仮にどうするこうするというのを、まず検討してもらいたいということで、よろしく願いしときます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

1年経ったから、清水の課長に吉備、金屋地区のことが全般答えられるようになったかと言えば、ちょっと1年では無理なところがあります。今後そういうことのないように、職員の異動を含めて、勉強会というのを逐一開かせていただきたいと思いません。

指定管理者については、もう答弁していますように、できるだけ努力していただいて、なおかつ、あかんということであれば、民間、恐らく民間もなかなか引き受けてくれるところないと思いますけれども、民間委託するか、あるいは閉鎖するなりのいろんな方向を探っていきたいと思いません。

○議長（亀井次男）

以上で殿井君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

なお、23番、竹本和泰君からの一般質問は、明日12月20日水曜日、午前9時30分より再開いたします。

~~~~~

延会 16時48分